

表13.3-1①被害シナリオ(宍道断層の地震:平日冬18時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期							
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1か月～	3か月～	～数年後		
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日18時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●松江市で震度7の揺れを観測 ●津波は発生しない			○最大震度5弱～6強の余震が発生			○余震が頻発		○余震が次第に減少						
建物被害	建物崩壊	●松江市を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊2,537棟、半壊8,954棟			○余震や積雪により、被害が進行する											
	液状化	●出雲平野、宍道湖及び中海周辺を中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊463棟、半壊1,147棟														
	斜面崩壊	●松江市を中心に急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●松江市の山間部で孤立集落が発生 ●全壊260棟、半壊607棟			○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する											
	火災	○火気の使用が多い時間帯のため出火が多くなる	●松江市で火災が多数発生 ●松江市で29件出火し、26件が炎上	●炎上した火災26件のうち16件が消防機関や自主防災組織の活動により、消火あるいは自然鎮火 ●10件が延焼	●消防機関による消火を継続するが、さらに延焼 ●6時間後の全焼棟数は1,158棟	○気象条件や消火活動支障等により延焼する可能性 ●12時間後の全焼棟数は1,468棟	●さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は1,653棟 ○鎮火	○電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ								
災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生						○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物120千トン、不燃物479千トン発生									
人的被害		●松江市を中心に人的被害が発生(被害合計:死者131人、負傷者1,222人) ●建物被害及び火災による被害が大きい ●建物被害により、死者58人、負傷者764人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者10人、負傷者188人発生 ●屋外落下物による被害は発生しない ●家具の転倒により、死者2人、負傷者24人発生 ●ブロック塀等の倒壊により、死者2人、負傷者46人発生 ●エレベーターが804基(被害率36%)停止し、閉じ込めが発生 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が多く発生			○要救出者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる			●火災により、死者59人、負傷者200人発生 ○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ●負傷者多数だが、各医療圏域内で対応可能								
被災者	避難者	○松江市内では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生			○避難所へ避難する住民が増える ○避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料110,707食/日、飲料水138トン/日、毛布61,504枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるベットの問題 ●仮設トイレが144基必要となる			●避難者が30,752人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、11,767人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数	○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少	●1週間後の避難者は20,818人 ●1週間後の疎開者11,209人	●1か月後の避難者は11,421人と依然として多い ●1か月後の疎開者は6,150人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅					
	要配慮者	○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要			○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難			○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足		○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する				
	帰宅困難者	○鉄道の停止により、松江・出雲・雲南地区で帰宅困難者が多数発生 ○主要駅周辺に多くの帰宅困難者が発生する			○鉄道の運休決定により、帰宅困難者が駅周辺の避難所に移動			○翌日鉄道が運行再開し、帰宅困難者が帰宅し始める								
インフラ	ライフライン	上水道	●松江市を中心に配管200箇所が被災し、地震発生1日後には17,124世帯で断水			○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生			○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了					
		下水道	●松江市、出雲市を中心に、延長16kmで被害が発生し、2,991人に影響			○ライフライン復旧要員及び資機材の不足							○下水道の復旧作業が概ね完了			
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●松江市を中心に84本の電柱被害が発生し、1,088回線が不通						○通信回線の復旧作業が概ね完了							
		電力	●松江市を中心に443本の電柱被害が発生し、7,046件で停電								○電力の復旧作業が概ね完了					
		都市ガス	●松江ガスの供給エリアで192箇所のガス導管に被害が発生し、供給停止										○都市ガスの復旧作業が概ね完了			
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用368件、業務・農業・工業用23件で漏洩被害発生										○各需要家において安全確認次第復旧				
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、松江市を中心に大規模損傷が5箇所発生し、通行止め箇所が発生 ●道路閉塞により、松江市の山間部3地区で孤立集落が発生 ●松江市を中心に港湾3箇所、漁港17箇所の岸壁及び、港湾29箇所、漁港51箇所の物揚場で被害が発生 ●鉄道は被害がないが、点検のため一時運休又は地震発生当日は運休			○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○地震被害による道路閉塞及び自動車による避難者増加により、大規模な交通渋滞が発生 ○迂回できる幹線道路がなく、域外からの救援の遅れ			○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化		○緊急輸送道路が概ね復旧 ○陸路遮断集落への道路が復旧		○徐々に交通基盤が復旧					
経済	●直接被害:建物被害3,687億円、インフラ被害93億円 ●間接被害:半間接被害:3,049億円															

表13.3-1②対策活動シナリオ(1)(宍道断層の地震:平日冬18時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期		災害鎮静期		復旧・復興期						
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月	
<b>地震動・津波 災害事象等</b>		・冬の平日18時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ・松江市で震度7の揺れを観測 ・津波は発生しない			・最大震度5弱～6強の余震が発生		・余震が頻発	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊	・余震が次第に減少				
<b>想定 被害状況</b>		・松江市を中心に被害発生 ・建物被害等(火災除く)により、全壊3,260棟、半壊10,708棟 ・建物被害等(火災を除く)により、死者72人、負傷者1,022人発生 ・道路閉塞により、松江市周辺の山間部で孤立集落が発生	・松江市を中心に29件出火し、そのうち26件が炎上 ・全県のライフライン被害:上水道は17,124世帯、下水道は2,991人、電話不通回線は1,088回線、停電は7,046件、都市ガスは松江ガスの供給エリアの16,011件で供給停止、LPガスは391件で被害が発生	・炎上した火災26件のうち16件が消火あるいは自然鎮火するが、10件が延焼 ・松江・雲南・出雲地区で多数の帰宅困難者が発生	・消防機関による消火を継続するが、消防力が足りず、さらに延焼 ・6時間後の全焼棟数は、1,158棟	・消防機関による消火は継続し、応援の消防隊も到着するが、さらに延焼 ・12時間後の全焼棟数は、1,468棟	・さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は1,653棟 ・鎮火 ・火災により、死者59人、負傷者200人発生 ・避難所への避難者は30,752人に達する ・LPガスは安全確認次第復旧	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する ・通信回線が概ね復旧	・電力が概ね復旧 ・避難所への避難者は、20,818人と徐々に減少	・上水道が概ね復旧	・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了 ・孤立集落への道路が概ね復旧 ・避難所への避難者は11,421人	・下水道、都市ガスが概ね復旧 ・通行止め道路について復旧の継続	
<b>想定 被災者行動</b>		・松江市を中心に多くの住民が被災 ・消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到 ・電話やメールによる家族等の安否確認	・防災行政無線で避難等についての情報を入手 ・自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・自主防災組織による救出活動の継続 ・負傷者の手当てや搬送の実施	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、松江市を中心に救出された負傷者が増加	・ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く	・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思索	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始		
想定される対策活動	<b>国</b>	・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが島根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体への人的支援の要請	・経産省:支援物資等の提供要請		・経産省:風評被害対策	・緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除	・復旧・復興に関する会議を開催 ・激甚災害の指定	・自衛隊の撤収	
	<b>県</b>	<b>活動体制 情報</b>	・震度速報の受信 ・職員の非常参集 ・職員の安否確認 ・一部職員の負傷 ・職員家族の安否確認 ・防災メールによる地震情報の発信	・職員の登庁 ・島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置 ・通信連絡手段の確保 ・庁舎の被害状況の確認 ・市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)	・職員の登庁、途上で被害情報収集 ・自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請) ・市町村の災害対策本部に職員を派遣 ・被害、対策関係HPの立ち上げ ・県民への広報	・国への被害状況報告(速報) ・県内被害情報の収集整理(⇒) ・知事記者会見(⇒) ・報道機関への情報提供 ・被災地への防災行政無線の持込 ・国、他県への救援要請 ・市町村の救援要請に対応	・国への被害状況報告(⇒) ・視察団対応 ・防災ヘリによる被害情報収集 ・孤立化地域への支援体制の確立	・他県から応援人員受入 ・災害救助法の適用 ・県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示	・積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒	・県内の復旧情報の収集整理及び災害復旧体制の整備	・復興基金の検討	・義援金品の配分委員会を組織 ・復興計画策定体制の確立	・自衛隊の撤収要請
		<b>交通 ライフライン</b>			・道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告 ・ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立	・緊急輸送道路の通行規制(⇒) ・建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保 ・緊急輸送車両の確保 ・ライフライン被害状況の広報	・被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始 ・県管理道路の被害状況の把握	・輸送拠点等の開設、運営 ・応急復旧体制の確立、建設機械等の調達 ・警察等による交通整理の実施 ・緊急通行車両の確認 ・県管理道路の応急復旧開始 ・ライフライン復旧の見通しについて広報	・ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報 ・降雪・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施			・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・県管理道路について、応急復旧の継続
		<b>経済</b>							・産業関係被害の情報収集 ・物価の監視	・被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報	・税の減免 ・風評被害対策	・融資の実施	・事業所、商店街等の復興 ・PR等実施
<b>市町村等</b>	<b>(松江被災地域)</b>	【市町村】 ・震度速報の受信 ・災害対策本部(又は警戒本部)の設置 ・職員の非常参集 ・職員の安否確認 ・職員家族の安否確認 ・消防機関の出動 【住民】 ・自主防災組織の活動開始	【市町村】 ・帰宅途中の職員が登庁【ライフライン事業者】 ・電話輻輳のため通話規制開始 ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始 【ライフライン事業者】 ・ライフライン事業者への被害状況の確認、行政へ被害速報 ・復旧作業員の招集	【市町村】 ・職員の登庁、途上で被害情報収集 ・参集者による活動体制調整 ・県に対して概況速報報告、救援要請 【ライフライン事業者】 ・ライフライン事業者への被害状況の確認、行政へ被害速報 ・復旧作業員の招集	【市町村】 ・県への被害報告 ・人員不足のため全ての被害への対応困難 ・住民に被害状況伝達(防災行政無線) ・避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力 【ライフライン事業者】 ・被害状況の行政への連絡 ・市町村の災害対策本部へ職員派遣	【市町村】 ・現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認) ・県を通じ他自治体へ応援派遣要請【ライフライン事業者】 ・応急復旧体制の立ち上げ	【市町村】 ・災害救助法に基づく活動展開 ・ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報 ・ボランティアの受け入れ、当初は混乱 ・県や他自治体からの応援人員受入、調整【ライフライン事業者】 ・人員、資機材等の確保 ・応急復旧作業開始 ・復旧の見通しについて行政に連絡 ・LPガスは安全確認次第復旧	【市町村】 ・二次災害への警戒【ライフライン事業者】 ・応急復旧の本格化 ・復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡【ライフライン事業者】 ・通信回線が概ね復旧	【市町村】 ・県、国への復旧支援要請 ・復旧状況についての広報 ・被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報 ・被災者一人ひとりへのケア体制の整備【ライフライン事業者】 ・電力が概ね復旧	【市町村】 ・対策実施状況に応じた人員構成の再調整 ・上水道が概ね復旧	【市町村】 ・災害対策本部廃止、(仮称)災害復興本部設置 【ライフライン事業者】 ・下水道が概ね復旧 ・都市ガスの復旧作業が概ね完了	【市町村】 ・県に対し、自衛隊の撤収要請 ・下水道が概ね復旧【ライフライン事業者】 ・都市ガスの復旧作業が概ね完了	
	<b>その他地域</b>	【市町村】 ・震度速報の受信 ・警戒体制	【市町村】 ・被害状況を確認し、県及び住民へ速報【ライフライン事業者】 ・被害状況を確認 ・行政への被害速報	【市町村】 ・被害情報収集、県に報告【ライフライン事業者】 ・安全確認後、ライフライン復旧 ・被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ	【市町村】 ・県に被害状況の報告【ライフライン事業者】 ・復旧の見通しについて行政に連絡	【市町村】 ・松江地区に対する応援職員の派遣検討【ライフライン事業者】 ・復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣	【市町村】 ・松江地区へ応援職員の派遣【ライフライン事業者】 ・復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣	【市町村】 ・応急対策に目途が立つ ・災害対策本部廃止【ライフライン事業者】 ・応急復旧完了	【市町村】 ・復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更	【市町村】 ・県内市町村間の応援終了			

表13.3-1③対策活動シナリオ(2)(宍道断層の地震:平日冬18時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援、住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期			
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月
地震動・津波 災害事象等		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日18時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>松江市で震度7の揺れを観測</li> <li>津波は発生しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大震度5弱～6強の余震が発生</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が次第に減少</li> </ul>			
想定 被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災除く)により、全壊3,260棟、半壊10,708棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者72人、負傷者1,022人発生</li> <li>道路閉塞により、松江市周辺の山間部で孤立集落が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に29件出火し、そのうち26件が炎上</li> <li>全県のライフライン被害:上水道は17,124世帯、下水道は2,991人、電話不通回線は1,088回線、停電は7,046件、都市ガスは松江ガスの供給エリアの16,011件で供給停止、LPガスは391件で被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎上した火災26件のうち16件が消火あるいは自然鎮火するが、10件が延焼</li> <li>松江・雲南・出雲地区で多数の帰宅困難者が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関による消火を継続するが、消火力が足りず、さらに延焼</li> <li>6時間後の全焼棟数は、1,158棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関による消火は継続し、応援の消防隊も到着するが、さらに延焼</li> <li>12時間後の全焼棟数は、1,468棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は1,653棟</li> <li>鎮火</li> <li>火災により、死者59人、負傷者200人発生</li> <li>避難所への避難者は30,752人に達する</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は、20,818人と徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>陸路遮断集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は11,421人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
想定 被災者行動		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に多くの住民が被災</li> <li>消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報を入手</li> <li>自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>避難所へ避難する住民が増える</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、松江市を中心に救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>内閣府情報報道チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報報道チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体へ人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>	
想定される対策活動		救出 救急 医療 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集(救助救急の必要状況)</li> <li>県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請</li> <li>市町村からの応援要請に対応</li> <li>医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請</li> <li>DMATの派遣要請</li> <li>トリアージの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援</li> <li>医療救護活動情報の集約</li> <li>緊急輸送ルート、手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外の後方医療機関との調整</li> <li>医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請</li> <li>孤立集落からの重傷者の搬送(航空輸送による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する要配慮者対策への支援</li> <li>市町村を通じて要配慮者の把握→福祉避難所の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の検病調査、健康診断の実施</li> <li>メンタルヘルsteamの派遣</li> </ul>	PTSDへのケアの実施(⇒)			
		避難 救援			<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの各種救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省本省に食料の供給要請</li> <li>市町村の依頼による給水応援</li> <li>道路破損等により孤立した観光客等の救出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用</li> <li>ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整</li> <li>救援物資の一元管理体制の確立</li> <li>集積配分基地の指定</li> <li>孤立集落への物資の航空輸送(⇒)</li> <li>観光客への帰宅支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の適用</li> <li>入浴施設確保への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定</li> </ul>		
		住宅					<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置</li> <li>廃棄物集積場検討への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物応急危険度判定の開始</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>住宅ニーズの把握</li> <li>応急仮設住宅の戸数決定</li> <li>仮設住宅資材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設着工</li> <li>市町村と連携し、がれき処理の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅入居者決定(要配慮者優先、コミュニティ配慮)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅入居開始</li> </ul>	
市町村等		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>家族の安否確認</li> <li>救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>情報収集(救助救急状況)</li> <li>【消防】</li> <li>消火の実施</li> <li>【医療機関】</li> <li>被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>初期消火活動の開始</li> <li>住民の安否確認、救出救助活動(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>救出活動の応援要請</li> <li>避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力)</li> <li>【消防】</li> <li>避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮)</li> <li>帰宅困難者を一時避難所、一時宿泊施設へ誘導</li> <li>【医療機関】</li> <li>DMATの派遣</li> <li>医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転院を開始</li> <li>ライフライン応急復旧の要請</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>避難所での避難受入、整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>救護班の要請、救護所設置</li> <li>避難所に仮設トイレの設置</li> <li>避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮)</li> <li>帰宅困難者を一時避難所、一時宿泊施設へ誘導</li> <li>【消防】</li> <li>救出救助活動の継続</li> <li>重傷者を後方医療機関へ転送する必要がある、ヘリコプターの派遣要請</li> <li>【医療機関】</li> <li>医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施)</li> <li>災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療</li> <li>医療機関相互の密接な情報交換</li> <li>地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供</li> <li>食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足→救援物資の要請</li> <li>避難所でのペット対策</li> <li>要配慮者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保</li> <li>【消防】</li> <li>救出、搬送活動の実施</li> <li>重傷者の域外転送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>行方不明者捜索</li> <li>被災者ボランティアセンターの設置</li> <li>一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始</li> <li>被災建築物応急危険度判定体制の確立</li> <li>建物応急危険度判定士の派遣要請</li> <li>避難所でのプライバシー確保、要配慮者や女性への配慮</li> <li>要配慮者を福祉避難所へ移動</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>救援物資配送における人員、車両の確保</li> <li>廃棄物集積場の検討</li> <li>住家の障害物除去</li> <li>【消防】</li> <li>重傷者の域外転送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>炊き出しの実施</li> <li>自力で可能な救出活動は終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告</li> <li>被災者に関する情報のデータベース化</li> <li>被災動物対策</li> <li>入浴施設の確保</li> <li>義援金の受付</li> <li>建物応急危険度判定士の派遣要請</li> <li>仮設住宅入居時期や手続きについての広報</li> <li>各種相談窓口の設置</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒)</li> <li>近隣自治体の協力により広域的な火葬の実施</li> <li>【消防】</li> <li>救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>避難所の自主運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害対策広報の作成、配布</li> <li>被災者の心身不調への対応</li> <li>避難所の生活環境や被災者の要望などを把握、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>学校等の再開</li> <li>応急仮設住宅入居申込の受付</li> <li>一部の被災者を公営住宅等に受入</li> <li>被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施</li> <li>被災証明書発行のための家屋調査</li> <li>被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定</li> </ul>
その他地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒)</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防】</li> <li>救出活動、負傷者の搬送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民の安否確認、救出活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者が発生した市町村は、避難所を開設</li> <li>【消防】</li> <li>医療機関へ負傷者の搬送</li> <li>【医療機関】</li> <li>負傷者の手当て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者が発生した市町村は、物資の提供</li> <li>【消防】</li> <li>松江地区への応援出動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者に食料等の提供</li> <li>物資不足地域は供給要請</li> <li>松江地区への物資提供の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>松江地区への救援物資の提供</li> <li>一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【民間】</li> <li>松江地区から、日帰り入浴等の避難者の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>順次避難所の閉鎖</li> <li>一部の被災者を公営住宅等に受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>残りの避難所についても閉鎖</li> </ul>		

表13.3-2①被害シナリオ(宍道湖南方断層の地震:平日冬5時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期					
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1か月～	3か月～	～数年後
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日5時頃、宍道湖南方断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●雲南市で震度6弱の揺れを観測 ●津波は発生しない					○最大震度4～5強の余震が発生		○余震が頻発		○余震が次第に減少			
建物被害	建物崩壊	●松江・雲南地区を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊31棟、半壊873棟					○余震や積雪により、被害が進行する							
	液状化	●出雲平野、宍道湖及び中海周辺を中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊623棟、半壊1,639棟												
	斜面崩壊	●松江・雲南地区を中心に急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●急傾斜地の崩壊による孤立集落は発生しない ●全壊51棟、半壊120棟					○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する							
	火災	●早朝で火気の使用が少ない時間帯のため、出火しない							○電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ					
	災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生							○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物30千トン、不燃物119千トン発生					
人的被害		●松江市、雲南市を中心に人的被害が発生(被害合計:死者5人、負傷者123人) ●建物被害により、死者1人、負傷者47人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者3人、負傷者66人発生 ●屋外落下物、ブロック塀等の倒壊による被害は発生しない ●家具の転倒により、死者1人、負傷者10人発生 ●エレベーターが646基(被害率29%)停止 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が発生					○要救出者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる ●火災による人的被害は発生しない							
被災者	避難者	○松江・出雲・雲南地区では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生		○避難所へ避難する住民が増える ○避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料16,780食/日、飲料水35トン/日、毛布9,322(1人2枚)必要となる ○避難所におけるペットの問題 ●仮設トイレが34基必要となる			●避難者が4,661人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、2,510人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数		○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少		●1週間後の避難者は3,247人 ●1週間後の疎開者1,749人		●1か月後の避難者は1,600人に減少 ●1か月後の疎開者は861人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅	
	要配慮者	○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要		○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難			○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足				○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する	
	帰宅困難者	○早朝のため帰宅困難者はほとんどいない		○鉄道は点検終了次第運行再開する										
インフラ	ライフライン	上水道	●松江市、出雲市、雲南市を中心に配管87箇所が被災し、地震発生1日後には3,893世帯で断水		○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足			○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了				
		下水道	●松江市、出雲市を中心に、延長12kmで被害が発生し、1,850人に影響									○下水道の復旧作業が概ね完了		
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●雲南市を中心に7本の電柱被害が発生し、93回線で不通					○通信回線の復旧作業が概ね完了						
		電力	●雲南市を中心に12本の電柱被害が発生し、196件で停電					○電力の復旧作業が概ね完了						
		都市ガス	●被害は発生しない											
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用23件、業務・農業・工業用2件で漏洩被害発生							○各需要家において安全確認次第復旧					
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、松江・雲南・出雲地区を中心に中規模損傷が発生 ●港湾、漁港は岸壁には被害が出ないが、松江市を中心に港湾1箇所、漁港1箇所の物揚場で被害が発生 ●鉄道は被害がないが、点検のため一時運休又は地震発生当日は運休		○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○自動車による避難者増加により、交通渋滞が発生 ○幹線道路の通行止めにより、松江市や出雲市への域外からの救援の遅れ			○緊急輸送道路が概ね復旧		○徐々に交通基盤が復旧						
経済	●直接被害:建物被害897億円、インフラ被害12億円 ●間接被害・半間接被害:1,792億円													

表13.3-2②対策活動シナリオ(1)(宍道湖南方断層の地震:平日冬5時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期		
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1ヵ月
地震動・津波 災害事象等		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日5時頃、宍道湖南方断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>雲南市で震度6弱の揺れを観測</li> <li>津波は発生しない</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>最大震度4～5強の余震が発生</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が次第に減少</li> </ul>		
想定 被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江・出雲・雲南地区を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災除く)により、全壊705棟、半壊2,632棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者5人、負傷者123人発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全県のライフライン被害:上水道は3,893世帯、下水道は1,850人、電話不通回線は93回線、停電は196件、LPガスは25件で被害が発生</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難者は4,661人に達する</li> <li>通信回線、電力は概ね復旧</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難者は、3,247人と徐々に減少</li> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難者は1,600人</li> <li>下水道が概ね復旧</li> </ul>
想定 被災者行動		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江・出雲・雲南地区を中心に住民が被災</li> <li>消防機関へ救急要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報を入手</li> <li>自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>避難所へ避難する住民が増える</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体への人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>	
想定される対策活動	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度速報の受信</li> <li>職員の非常参集</li> <li>職員の安否確認</li> <li>一部職員の負傷</li> <li>職員家族の安否確認</li> <li>防災メールによる地震情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁</li> <li>島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置</li> <li>通信連絡手段の確保</li> <li>庁舎の被害状況の確認</li> <li>市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請)</li> <li>市町村の災害対策本部に職員を派遣</li> <li>被害、対策関係HPの立ち上げ</li> <li>県民への広報</li> <li>防災ヘリによる被害情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(速報)</li> <li>県内被害情報の収集整理(⇒)</li> <li>知事記者会見(⇒)</li> <li>報道機関への情報提供</li> <li>市町村の災害対策本部に職員を派遣</li> <li>国、他県への救援要請</li> <li>市町村の救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(⇒)</li> <li>視察団対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県から応援人員受入</li> <li>災害救助法の適用</li> <li>県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害情報の収集整理及び災害復旧体制の整備</li> <li>積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の配分委員会を組織</li> <li>復興計画策定体制の確立</li> <li>復興基金の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収要請</li> </ul>	
	交通 ライフライン			<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告</li> <li>ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の通行規制(⇒)</li> <li>建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保</li> <li>緊急輸送車両の確保</li> <li>ライフライン被害状況の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始</li> <li>県管理道路の被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送拠点等の開設、運営</li> <li>応急復旧体制の確立、建設機械等の調達</li> <li>警察等による交通整理の実施</li> <li>緊急通行車両の確認</li> <li>ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理道路の応急復旧開始</li> <li>ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報</li> <li>降雪・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理道路の応急復旧が概ね完了</li> </ul>	
	経済							<ul style="list-style-type: none"> <li>産業関係被害の情報収集</li> <li>物価の監視</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報</li> <li>税の減免</li> <li>風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資の実施</li> </ul>
市町村等	(松江・出雲・雲南地区) 大被害地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>震度速報の受信</li> <li>災害対策本部(又は警戒本部)の設置</li> <li>職員の非常参集</li> <li>職員の安否確認</li> <li>職員家族の安否確認</li> <li>消防機関の出動</li> <li>【住民】</li> <li>自主防災組織の活動開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電話輻輳のため通話規制開始</li> <li>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>参加者による活動体制調整</li> <li>県に対して概況速報報告、救援要請</li> <li>県に自衛隊の派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>復旧作業員の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県への被害報告</li> <li>人員不足のため全ての被害への対応困難</li> <li>住民に被害状況伝達(防災行政無線)</li> <li>避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>市町村の災害対策本部へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認)</li> <li>県を通じ他自治体に応援派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧体制の立ち上げ</li> <li>人員、資機材等の確保</li> <li>応急復旧作業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害救助法に基づく活動展開</li> <li>ライフライン等の復旧状況、見直しについて住民に広報</li> <li>ボランティアの受け入れ、当初は混乱</li> <li>県や他自治体からの応援人員受入、調整</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧の見直しについて行政に連絡</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> <li>通信回線、電力は概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>二次災害への警戒</li> <li>県、国への復旧支援要請</li> <li>復旧状況についての広報</li> <li>被災者一人ひとりへのケア体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報</li> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害対策本部廃止、(仮称)災害復興本部設置</li> <li>下水道が概ね復旧</li> <li>県に対し、自衛隊の撤収要請</li> </ul>	
	その他地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>震度速報の受信</li> <li>警戒体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害状況を確認し、県及び住民へ速報</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況を確認</li> <li>行政への被害速報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害情報収集、県に報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>安全確認後、ライフライン復旧</li> <li>被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に被害状況の報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧の見直しについて行政に連絡</li> <li>復旧作業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>大被害地域に対する応援職員の派遣検討</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣</li> <li>応急復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>大被害地域へ応援職員の派遣</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣</li> <li>応急復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>応急対策に目途が立つ</li> <li>災害対策本部廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県内市町村間の応援終了</li> </ul>	

表13.3-2③対策活動シナリオ(2)(宍道湖南方断層の地震:平日冬5時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援、住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期			
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1カ月	
地震動・津波 災害事象等		・冬の平日5時頃、宍道湖南方断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ・雲南で震度6弱の揺れを観測 ・津波は発生しない	・最大震度4～5強の余震が発生				・余震が頻発		・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊	・余震が次第に減少		
想定 被害状況		・松江・出雲・雲南地区を中心に被害発生 ・建物被害等(火災除く)により、全壊705棟、半壊2,632棟 ・建物被害等(火災を除く)により、死者5人、負傷者123人発生	・全県のライフライン被害:上水道は3,893世帯、下水道は1,850人、電話不通回線は93回線、停電は196件、LPガスは25件で被害が発生				・避難所への避難者は4,661人に達する ・通信回線、電力は概ね復旧 ・LPガスは安全確認次第復旧	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する	・避難所への避難者は、3,247人と徐々に減少 ・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・上水道が概ね復旧	・避難所への避難者は1,600人 ・下水道が概ね復旧	
想定 被災者行動		・松江・出雲・雲南地区を中心に住民が被災 ・消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到 ・電話やメールによる家族等の安否確認	・防災行政無線で避難等についての情報を入手 ・自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・自主防災組織による救出活動の継続 ・負傷者の手当てや搬送の実施	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、救出された負傷者が増加	・ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く	・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思索	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始	
国		・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが鳥根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体への人的支援の要請	・経産省:支援助物資等の提供要請	・経産省:風評被害対策		・緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除	・復旧・復興に関する会議を開催 ・激甚災害の指定 ・自衛隊の撤収	
想定される 対策活動	救出 救急 医療 福祉		・情報収集(救助救急の必要状況) ・県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備	・要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請 ・市町村からの応援要請に対応 ・医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請 ・DMATの派遣要請 ・トリアージの実施	・災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援 ・医療救護活動情報の集約 ・緊急輸送ルート、手段の確保	・県外の後方医療機関との調整 ・医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請	・市町村が実施する要配慮者対策への支援 ・市町村を通じて要配慮者の把握→福祉避難所の支援	・住民の検病調査、健康診断の実施 ・メンタルヘルスチームの派遣		・PTSDへのケアの実施(⇒)		
	避難 救援				・市町村からの各種救援要請に対応	・農林水産省本省に食料の供給要請 ・市町村の依頼による給水応援	・災害救助法の適用 ・ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整 ・救援物資の一元管理体制の確立 ・集積配分基地の指定 ・孤立集落への物資の航空輸送(⇒) ・観光客への帰宅支援	・被災者生活再建支援法の適用 ・食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣	・被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定			
	住宅						・被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置 ・廃棄物集積場検討への支援	・建物応急危険度判定の開始 ・公営住宅等の空家確認 ・住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の戸数決定 ・仮設住宅資材の確保	・応急仮設住宅の建設着工 ・市町村と連携し、がれき処理の検討	・応急仮設住宅入居者決定(要配慮者優先、コミュニティ配慮)	・応急仮設住宅入居開始	
市町村等	(松江・出雲・雲南地区) 大被害地域	【市町村】 ・防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒) 【医療機関】 ・停電した場合、非常用電源切替 【住民等】 ・家族の安否確認 ・救出が必要な場合、消防等に連絡 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【市町村】 ・情報収集(救助救急状況) 【消防】 ・消火の実施 【医療機関】 ・被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施 【自主防災組織】 ・初期消火活動の開始 ・住民の安否確認、救出救助活動(⇒)	【市町村】 ・救出活動の応援要請 ・避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力) 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・DMATの派遣 ・医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転院を開始 ・ライフライン応急復旧の要請 【自主防災組織】 ・避難所での避難受入、整理	【市町村】 ・救護班の要請、救護所設置 ・避難所に仮設トイレの設置 ・避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮) 【消防】 ・救出救助活動の継続 ・重篤者を後方医療機関へ転送する必要がある、ヘリコプターの派遣要請 【医療機関】 ・医療救護班編成、現地での救護活動(トリアージの実施) ・災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療 ・医療機関相互の密接な情報交換 ・地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保	【市町村】 ・食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供 ・食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足→救援物資の要請 ・避難所でのペット対策 ・要配慮者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保 ・応急給水の開始 【消防】 ・救出、搬送活動の実施 ・重篤者の域外転送	【市町村】 ・行方不明者捜索 ・災害救援ボランティアセンターの設置 ・一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始 ・被災建築物応急危険度判定体制の確立 ・建物応急危険度判定士の派遣要請 ・避難所でのプライバシー確保、要援護者や女性への配慮 ・要配慮者を福祉避難所へ移動 ・被災者への住宅提供の検討 ・救援物資配送における人員、車両の確保 ・廃棄物集積場の検討 ・住家の障害物除去 【消防】 ・救出救助活動の収束→行方不明者捜索 【自主防災組織】 ・炊き出しの実施 ・自力で可能な救出活動は終了	【市町村】 ・降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告 ・被災者に関する情報のデータベース化 ・被災動物対策 ・入浴施設の確保 ・義援金の受付 ・仮設住宅建設の用地確保 ・公営住宅等の空家確認 ・仮設住宅入居時期や手続きについての広報 ・各種相談窓口の設置 ・こころのケア(⇒) ・ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒) ・近隣自治体の協力により広域的な火葬の実施 【消防】 ・救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行 【自主防災組織】 ・避難所の自主運営	【市町村】 ・学校等の再開 ・災害対策広報の作成、配布 ・被災者の心身不調への対応 ・被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施 ・被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定 ・避難所の生活環境や被災者の要望などを把握、調整	【市町村】 ・応急仮設住宅入居申込の受付 ・一部の被災者を公営住宅等に受入	【市町村】 ・応急仮設住宅入居開始 ・仮設住宅入居等による避難所の縮小	
	その他地域	【市町村】 ・防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒) 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【消防】 ・救出活動、負傷者の搬送 【自主防災組織】 ・住民の安否確認、救出活動の実施	【市町村】 ・避難者が発生した市町村は、避難所を開設 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・負傷者の手当て	【市町村】 ・避難者が発生した市町村は、毛布の提供 【消防】 ・大被害地域への応援出動	【市町村】 ・避難者に食料等の提供 ・物資不足地域は供給要請 ・大被害地域への物資提供の検討	【市町村】 ・被災者への住宅提供の検討 ・公営住宅等の空家確認 ・大被害地域への救援物資の提供 ・一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入	【民間】 ・大被害地域から、日帰り入浴等の避難者を受入	【市町村】 ・順次避難所の閉鎖 ・一部の被災者を公営住宅等に受入	【市町村】 ・残りの避難所についても閉鎖		

表13.3-3①被害シナリオ(大田市西南方断層の地震:平日冬5時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期				
		地震発生直後～	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1カ月～	3カ月～	～数年後
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日5時頃、大田市西南方断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●大田市で震度7の揺れを観測 ●津波は発生しない		○最大震度5弱～6強の余震が発生		○余震が頻発		○余震が次第に減少					
建物被害	建物崩壊	●大田市を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊251棟、半壊2,579棟		○余震や積雪により、被害が進行する									
	液状化	●出雲平野を中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊212棟、半壊570棟											
	斜面崩壊	●大田市を中心に急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●急傾斜地の崩壊による孤立集落は発生しない ●全壊128棟、半壊299棟		○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する									
	火災	●早朝で火気の使用が少ない時間帯のため、出火の可能性は低い		●焼失棟数1棟									
	災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生				○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物26千トン、不燃物102千トン発生							
人的被害		●大田市を中心に人的被害が発生(被害合計:死者12人、負傷者296人) ●建物被害により、死者3人、負傷者125人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者9人、負傷者165人発生 ●屋外落下物、ブロック塀等の倒壊による被害は発生しない ●家具の転倒により、負傷者6人発生 ●エレベーターが422基(被害率19%)停止 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が多く発生		○要救出者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる ●火災による人的被害は発生しない		○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ●負傷者多数だが、各医療圏域内で対応可能							
被災者	避難者	○大田市では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生		○避難所へ避難する住民が増える ○避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料17,341食/日、飲料水41トン/日、毛布9,634枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるベットの問題 ●仮設トイレが25基必要となる		●避難者が4,817人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、2,594人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数		○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少		●1週間後の避難者は4,233人 ●1週間後の疎開者2,280人		●1か月後の避難者は1,346人 ●1か月後の疎開者は725人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅	
		○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要		○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難		○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足		○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する			
	帰宅困難者	○早朝のため帰宅困難者はほとんどいない		○鉄道は点検終了次第運行再開する									
インフラ	ライフライン	上水道	●大田市を中心に配管66箇所が被災し、地震発生1日後には4,905世帯で断水		○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足		○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了				
		下水道	●出雲市を中心に、延長8kmで被害が発生し、1,141人に影響						○下水道の復旧作業が概ね完了				
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●大田市を中心に14本の電柱被害が発生し、185回線が不通				○通信回線の復旧作業が概ね完了						
		電力	●大田市を中心に58本の電柱被害が発生し、922件で停電				○電力の復旧作業が概ね完了						
		都市ガス	●被害は発生しない										
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用97件、業務・農業・工業用6件で漏洩被害発生											
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、大田市で大規模損傷が1箇所発生し、通行止め箇所が発生 ●大田市を中心に漁港12箇所の岸壁及び、港湾8箇所、漁港12箇所の物揚場で被害が発生 ●鉄道は被害がないが、点検のため一時運休又は地震発生当日は運休		○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○自動車による避難者増加により、交通渋滞が発生		○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化		○緊急輸送道路が概ね復旧		○徐々に交通基盤が復旧				
経済		●直接被害:建物被害786億円、インフラ被害17億円 ●間接被害・半間接被害:1,212億円											

表13.3-3②対策活動シナリオ(1)(大田市西南方断層の地震:平日冬5時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期		
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1カ月
地震動・津波 災害事象等		・冬の平日5時頃、大田市西南方断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ・大田市で震度7の揺れを観測 ・津波は発生しない			・最大震度5弱～6強の余震が発生		・余震が頻発	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊	・余震が次第に減少		
想定 被害状況		・大田市を中心に被害発生 ・建物被害等(火災除く)により、全壊591棟、半壊3,448棟 ・建物被害等(火災を除く)により、死者12人、負傷者296人発生	・全県のライフライン被害:上水道は4,905世帯、下水道は1,141人、電話不通回線は185回線、停電は922件、LPガスは103件で被害が発生		・焼失棟数1棟		・火災により1棟全焼 ・避難所への避難者は4,817人に達する ・LPガスは安全確認次第復旧	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する ・通信回線、電力が概ね復旧	・避難所への避難者は、4,233人と徐々に減少	・上下水道が概ね復旧 ・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・避難所への避難者は1,346人 ・通行止め道路について復旧の継続
想定 被災者行動		・大田市を中心に多くの住民が被災 ・消防機関へ救急要請の電話が殺到 ・電話やメールによる家族等の安否確認	・防災行政無線で避難等についての情報を入手 ・自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・自主防災組織による救出活動の継続 ・自衛隊の災害派遣要請による自衛隊派遣 ・負傷者の手当てや搬送の実施	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、大田市を中心に救出された負傷者が増加	・ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く	・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思案	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始
国		・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが島根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体への人的支援の要請	・経産省:支援助物資等の提供要請		・経産省:風評被害対策	・緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除	・復旧・復興に関する会議を開催 ・激甚災害の指定 ・自衛隊の撤収
想定される対策活動	県	・震度速報の受信 ・職員の非常参集 ・職員の安否確認 ・一部職員の負傷 ・職員家族の安否確認 ・防災メールによる地震情報の発信	・職員の登庁 ・島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置 ・通信連絡手段の確保 ・庁舎の被害状況の確認 ・市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)	・職員の登庁、途上で被害情報収集 ・自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請) ・市町村の災害対策本部に職員を派遣 ・被害、対策関係HPの立ち上げ ・県民への広報 ・防災ヘリによる被害情報収集	・国への被害状況報告(速報) ・県内被害情報の収集整理(⇒) ・知事記者会見(⇒) ・報道機関への情報提供 ・被災地への防災行政無線の持込 ・国、他県への救援要請 ・市町村の救援要請に対応	・国への被害状況報告(⇒) ・視察団対応	・他県から応援人員受入 ・災害救助法の適用 ・県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示	・知事記者会見 ・県内の被害情報の収集整理及び災害復旧体制の整備 ・国への被害状況報告 ・積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒	・復興基金の検討	・義援金品の配分委員会を組織 ・復興計画策定体制の確立 ・自衛隊の撤収要請	
	交通 ライフライン			・道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告 ・ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立	・緊急輸送道路の通行規制(⇒) ・建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保 ・緊急輸送車両の確保 ・ライフライン被害状況の広報	・被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始 ・県管理道路の被害状況の把握	・輸送拠点等の開設、運営 ・応急復旧体制の確立、建設機械等の調達 ・警察等による交通整理の実施 ・緊急通行車両の確認 ・県管理道路の応急復旧開始 ・ライフライン復旧の見通しについて広報	・ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報 ・降雨・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施		・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了 ・県管理道路について、応急復旧の継続	
	経済						・産業関係被害の情報収集 ・物価の監視		・被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報	・税の減免 ・風評被害対策	・融資の実施 ・事業所、商店街等の復興 ・PR等実施
市町村等	(大田被・害川地本域地区)	【市町村】 ・震度速報の受信 ・災害対策本部(又は警戒本部)の設置 ・職員の非常参集 ・職員の安否確認 ・職員家族の安否確認 ・消防機関の出動 【住民】 ・自主防災組織の活動開始	【市町村】 ・職員の登庁 【ライフライン事業者】 ・電話輻輳のため通話規制開始 ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始	【市町村】 ・職員の登庁、途上で被害情報収集 ・参集者による活動体制調整 ・県に対して概況速報報告、救援要請 ・県に自衛隊の派遣要請 【ライフライン事業者】 ・被害状況の確認、行政へ被害速報 ・復旧作業員の招集	【市町村】 ・県への被害報告 ・人員不足のため全ての被害への対応困難 ・住民に被害状況伝達(防災行政無線) ・避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力 【ライフライン事業者】 ・被害状況の行政への連絡 ・市町村の災害対策本部へ職員派遣	【市町村】 ・現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認) ・県を通じ他自治体に応援派遣要請 【ライフライン事業者】 ・応急復旧体制の立ち上げ	【市町村】 ・災害救助法に基づく活動展開 ・ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報 ・ボランティアの受け入れ、当初は混乱 ・県や他自治体からの応援人員受入、調整 【ライフライン事業者】 ・人員、資機材等の確保 ・応急復旧作業開始 ・復旧の見通しについて行政に連絡 ・LPガスは安全確認次第復旧	【市町村】 ・二次災害への警戒 【ライフライン事業者】 ・応急復旧の本格化 ・復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡 【ライフライン事業者】 ・通信回線、電力が概ね復旧	【市町村】 ・県、国への復旧支援要請 ・復旧状況についての広報 ・被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報 ・被災者一人ひとりへのケア体制の整備	【市町村】 ・対策実施状況に応じた人員構成の再調整 ・上下水道が概ね復旧	【市町村】 ・県に対し、自衛隊の撤収要請 ・災害対策本部廃止、(仮称)災害復興本部設置
その他地域		【市町村】 ・震度速報の受信 ・警戒体制	【市町村】 ・被害状況を確認し、県及び住民へ速報 【ライフライン事業者】 ・安全確認後、ライフライン復旧 ・被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ	【市町村】 ・被害情報収集、県に報告 【ライフライン事業者】 ・安全確認後、ライフライン復旧 ・被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ	【市町村】 ・県に被害状況の報告 ・自宅を失った住民の情報収集 【ライフライン事業者】 ・復旧の見通しについて行政に連絡	【市町村】 ・大田地区に対する応援職員の派遣検討 【ライフライン事業者】 ・復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣	【市町村】 ・大田地区へ応援職員の派遣 【ライフライン事業者】 ・復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣 ・応急復旧完了	【市町村】 ・応急対策に目途が立つ ・災害対策本部廃止 【ライフライン事業者】 ・応急復旧完了	【市町村】 ・復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更	【市町村】 ・県内市町村間の応援終了	

表13.3-3③対策活動シナリオ(2)(大田市西南方断層の地震:平日冬5時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援、住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期			
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1カ月	
<b>地震動・津波 災害事象等</b>		・冬の平日5時頃、大田市西南方断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ・大田市で震度7の揺れを観測 ・津波は発生しない	・最大震度5弱～6強の余震が発生				・余震が頻発		・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊	・余震が次第に減少		
<b>想定 被害状況</b>		・大田市を中心に被害発生 ・建物被害等(火災除く)により、全壊591棟、半壊3,448棟 ・建物被害等(火災を除く)により、死者12人、負傷者296人発生	・全県のライフライン被害:上水道は4,905世帯、下水道は1,141人、電話不通回線は185回線、停電は922件、LPガスは103件で被害が発生		・焼失棟数1棟		・火災により1棟全焼 ・避難所への避難者は4,817人に達する ・LPガスは安全確認次第復旧	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する ・通信回線、電力が概ね復旧	・避難所への避難者は、4,233人と徐々に減少	・上下水道が概ね復旧 ・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・避難所への避難者は1,346人 ・通行止め道路について復旧の継続	
<b>想定 被災者行動</b>		・大田市を中心に多くの住民が被災 ・消防機関へ救急要請の電話が殺到 ・電話やメールによる家族等の安否確認	・防災行政無線で避難等についての情報を入手 ・自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・自主防災組織による救出活動の継続 ・負傷者の手当てや搬送の実施	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、大田市を中心に救出された負傷者が増加	・ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く	・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思索	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始	
<b>国</b>		・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出勤要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが島根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体へ人的支援の要請	・経産省:支援物資等の提供要請		・経産省:風評被害対策	・緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除	・復旧・復興に関する会議を開催 ・激甚災害の指定 ・自衛隊の撤収	
<b>想定される対策活動</b>	<b>救出 救急 医療 福祉</b>		・情報収集(救助救急の必要状況) ・県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備	・要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請 ・市町村からの応援要請に対応 ・医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請 ・DMATの派遣要請 ・トリアージの実施	・災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援 ・医療救護活動情報の集約 ・緊急輸送ルート、手段の確保	・県外の後方医療機関との調整 ・医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請	・市町村が実施する要配慮者対策への支援 ・市町村を通じて要配慮者の把握→福祉避難所の支援		・住民の検病調査、健康診断の実施 ・メンタルヘルsteamの派遣		・PTSDへのケアの実施(⇒)	
	<b>避難 救援</b>				・市町村からの各種救援要請に対応	・農林水産省本省に食料の供給要請 ・市町村の依頼による給水応援	・災害救助法の適用 ・ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整 ・救援物資の一元管理体制の確立 ・集積配分基地の指定 ・観光客への帰宅支援	・被災者生活再建支援法の適用 ・入浴施設確保への支援	・食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣	・被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定		
	<b>住宅</b>						・被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置 ・廃棄物集積場検討への支援	・建物応急危険度判定の開始 ・公営住宅等の空家確認 ・住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の戸数決定 ・仮設住宅資材の確保	・応急仮設住宅の建設着工 ・市町村と連携し、がれき処理の検討	・応急仮設住宅入居者決定(災害時要援護者優先、コミュニティ配慮)	・応急仮設住宅入居開始	
<b>市町村等</b>	<b>(大田被 害川 地域 )</b>	【市町村】 ・火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒) 【医療機関】 ・停電した場合、非常用電源切替 【住民等】 ・家族の安否確認 ・救出が必要な場合、消防等に連絡 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【市町村】 ・情報収集(救助救急状況) 【消防】 ・消火の実施 【医療機関】 ・被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施 【自主防災組織】 ・初期消火活動の開始 ・住民の安否確認、救出救助活動(⇒)	【市町村】 ・救出活動の応援要請 ・避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力) 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・DMATの派遣 ・医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転院を開始 ・ライフライン応急復旧の要請 【自主防災組織】 ・避難所での避難受入、整理	【市町村】 ・救護班の要請、救護所設置 ・避難所に仮設トイレの設置 ・避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮) ・帰宅困難者を一時避難所、一時宿泊施設へ誘導 【消防】 ・救出救助活動の継続 ・重傷者を後方医療機関へ転送する必要がある、ヘリコプターの派遣要請 【医療機関】 ・医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施) ・災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療 ・医療機関相互の密接な情報交換 ・地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保	【市町村】 ・食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供 ・食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足→救援物資の要請 ・避難所でのペット対策 ・要配慮者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保 ・応急給水の開始 【消防】 ・救出、搬送活動の実施 ・重傷者の域外転送	【市町村】 ・行方不明者捜索 ・災害救援ボランティアセンターの設置 ・一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始 ・被災建築物応急危険度判定体制の確立 ・建物応急危険度判定士の派遣要請 ・避難所でのプライバシー確保、要配慮者や女性への配慮 ・要配慮者を福祉避難所へ移動 ・被災者への住宅提供の検討 ・救援物資配送における人員、車両の確保 ・廃棄物集積場の検討 ・住家の障害物除去 【消防】 ・重傷者の域外転送 【自主防災組織】 ・炊き出しの実施 ・自力で可能な救出活動は終了	【市町村】 ・降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告 ・被災者に関する情報のデータベース化 ・被災動物対策 ・入浴施設の確保 ・義援金の受付 ・仮設住宅建設の用地確保 ・公営住宅等の空家確認 ・仮設住宅入居時期や手続きについての広報 ・各種相談窓口の設置 ・こころのケア(⇒) ・ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒) 【自主防災組織】 ・避難所の自主運営	【市町村】 ・災害対策広報の作成、配布 ・被災者の心身不調への対応 ・学校等の再開 ・り災証明書発行のための家屋調査 ・避難所の生活環境や被災者の要望などを把握、調整	【市町村】 ・応急仮設住宅入居申込の受付 ・一部の被災者を公営住宅等へ受入 ・被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施 ・り災証明書の発行 ・被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定		
	<b>その他 地域</b>	【市町村】 ・防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒) 【自主防災組織】 ・住民、災害時要援護者の避難誘導	【消防】 ・救出活動、負傷者の搬送 【自主防災組織】 ・住民の安否確認、救出活動の実施	【市町村】 ・避難者が発生した市町村は、避難所を開設 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・負傷者の手当て	【市町村】 ・避難者が発生した市町村は、毛布の提供 【消防】 ・大田地区への応援出動	【市町村】 ・避難者に食料等の提供 ・物資不足地域は供給要請 ・大田地区への物資提供の検討	【市町村】 ・被災者への住宅提供の検討 ・公営住宅等の空家確認 ・大田地区への救援物資の提供 ・一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入	【民間】 ・大田地区から、日帰り入浴等の避難者の受入	【市町村】 ・順次避難所の閉鎖 ・一部の被災者を公営住宅等へ受入	【市町村】 ・残りの避難所についても閉鎖		

表13.3-4①被害シナリオ(浜田市沿岸断層の地震:平日冬18時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期					
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1か月～	3か月～	～数年後
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日18時頃、浜田市沿岸断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●浜田市で震度7の揺れを観測 ●津波は発生しない		○最大震度5弱～6強の余震が発生			○余震が頻発		○余震が次第に減少					
建物被害	建物崩壊	●浜田市を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊856棟、半壊3,689棟		○余震や積雪により、被害が進行する										
	液状化	●浜田市の沿岸地域を中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊55棟、半壊122棟												
	斜面崩壊	●浜田地区を中心に多くの急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●急傾斜地の崩壊による孤立集落は発生しない ●全壊447棟、半壊1,044棟		○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する										
	火災	○火気の使用が多い時間帯のため出火が多くなる	●浜田市で火災が発生 ●浜田市を中心に10件出火し、9件が炎上	●炎上した火災9件のうち4件が消防機関や自主防災組織の活動により、消火あるいは自然鎮火 ●5件が延焼	●消防機関による消火を継続するが、消火力が足りず、さらに延焼 ●6時間後の全焼棟数は1,014棟	○気象条件や消火活動支障等により延焼する可能性 ●12時間後の全焼棟数は1,389棟	●さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は1,490棟 ○鎮火	○電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ						
災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生							○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物51千トン、不燃物204千トン発生						
人的被害		●浜田市を中心に人的被害が発生(被害合計:死者88人、負傷者799人) ●火災による被害が大きい ●建物被害により、死者17人、負傷者261人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者18人、負傷者341人発生 ●屋外落下物による被害は発生しない ●家具の転倒により、負傷者6人発生 ●ブロック塀等の倒壊により、死者1人、負傷者16人発生 ●エレベーターが358基(被害率16%)停止し、閉じ込めが発生 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が多く発生		○要救出者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる ●火災による人的被害は発生しない			●火災により、死者52人、負傷者175人発生 ○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ●負傷者多数だが、各医療圏域内で対応可能							
被災者	避難者	○浜田市内では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生		○避難所へ避難する住民が増える ○避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料28,866食/日、飲料水21トン/日、毛布16,036枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるペットの問題 ●仮設トイレが39基必要となる			●避難者が8,018人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、2,802人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数	○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少	●1週間後の避難者は4,820人 ●1週間後の疎開者2,595人	●1か月後の避難者は3,558人 ●1か月後の疎開者は1,916人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅		○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に雇用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する
	要配慮者	○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要		○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難			○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足				○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化 ○生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される			
	帰宅困難者	○鉄道の停止により、浜田地区を中心に帰宅困難者が多数発生 ○主要駅周辺に多くの帰宅困難者が発生する		○鉄道の運休決定により、帰宅困難者が駅周辺の避難所に移動			○翌日鉄道が運行再開し、帰宅困難者が帰宅し始める							
インフラ	ライフライン	上水道	●浜田市を中心に配管63箇所が被災し、地震発生1日後には2,719世帯で断水		○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足			○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了				
		下水道	●浜田市、出雲市を中心に、延長2kmで被害が発生し、321人に影響							○下水道の復旧作業が概ね完了				
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●浜田市を中心に365本の電柱被害が発生し、4,722回線が不通					○通信回線の復旧作業が概ね完了						
		電力	●浜田市を中心に315本の電柱被害が発生し、5,005件で停電					○電力の復旧作業が概ね完了						
		都市ガス	●浜田ガスの供給エリアで288箇所のガス導管に被害が発生し、供給停止									○都市ガスの復旧作業が概ね完了		
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用105件、業務・農業・工業用6件で漏洩被害発生												
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、浜田市を中心に大規模損傷が6箇所発生し、通行止め箇所が発生 ●浜田市を中心に港湾7箇所、漁港17箇所の岸壁及び、港湾17箇所、漁港20か所の物揚場で被害が発生 ●鉄道は浜田市沿岸のJR線1区間で不通となり運休		○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○地震被害による道路閉塞及び自動車による帰宅者や避難者増加により、大規模な交通渋滞が発生			○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化		○緊急輸送道路が概ね復旧		○徐々に交通基盤が復旧				
経済	●直接被害:建物被害1,734億円、インフラ被害63億円 ●間接被害:半間接被害:1,908億円													

表13.3-4②対策活動シナリオ(1)(浜田市沿岸断層の地震:平日冬18時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期				
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月	
地震動・津波 災害事象等		・冬の平日18時頃、浜田市沿岸断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ・浜田市で震度7の揺れを観測 ・津波は発生しない	・最大震度5弱～6強の余震が発生				・余震が頻発		・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊			・余震が次第に減少	
想定 被害状況		・浜田市を中心に被害発生 ・建物被害等(火災除く)により、全壊1,358棟、半壊4,855棟 ・建物被害等(火災を除く)により、死者36人、負傷者624人発生	・浜田市を中心に10件出火し、そのうち9件が炎上 ・全県のライフライン被害:上水道は2,719世帯、下水道は321人、電話不通回線は4,722回線、停電は5,005件、都市ガスは浜田ガスの供給エリアで6,654件で供給停止、LPガスは111件で被害が発生	・炎上した火災9件のうち4件が消火あるいは自然鎮火するが、5件が延焼 ・浜田地区を中心に帰宅困難者が発生	・消防機関による消火を継続するが、消防力が足りず、さらに延焼 ・6時間後の全焼棟数は、1,014棟	・消防機関による消火は継続し、応援の消防隊も到着するが、さらに延焼 ・12時間後の全焼棟数は、1,389棟	・さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は1,490棟 ・鎮火 ・火災により、死者52人、負傷者175人発生 ・避難所への避難者は8,018人に達する ・LPガスは安全確認次第復旧	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する ・通信回線、電力が概ね復旧	・上下水道が概ね復旧 ・避難所への避難者は、4,820人と徐々に減少	・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了 ・避難所への避難者は3,558人		・通行止め道路について復旧の継続 ・都市ガスの復旧作業が概ね完了	
想定 被災者行動		・浜田市を中心に多くの住民が被災 ・消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到 ・電話やメールによる家族等の安否確認	・防災行政無線で避難等についての情報を入手 ・自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・自主防災組織による救出活動の継続 ・負傷者の手当てや搬送の実施	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、浜田市を中心に救出された負傷者が増加	・ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く	・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思索	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始	・避難所について復旧の継続 ・都市ガスの復旧作業が概ね完了	
国		・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが島根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体へ人的支援の要請	・経産省:支援物資等の提供要請	・経産省:風評被害対策 ・復興基金の検討	・復興基金の検討	・復興基金の検討	・復興基金の検討	・復興基金の検討	
想定される対策活動	県	・活動体制 ・情報	・職員の登庁 ・島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置 ・職員の安否確認 ・一部職員の負傷 ・職員家族の安否確認 ・防災メールによる地震情報の発信	・職員の登庁、途上で被害情報収集 ・自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請) ・市町村の災害対策本部に職員を派遣 ・被害、対策関係HPの立ち上げ ・県民への広報	・国への被害状況報告(速報) ・県内被害情報の収集整理(⇒) ・知事記者会見(⇒) ・報道機関への情報提供 ・被災地への防災行政無線の持込 ・国、他県への救援要請 ・市町村の救援要請に対応	・国への被害状況報告(⇒) ・視察団対応 ・防災ヘリによる被害情報収集	・他県から応援人員受入 ・災害救助法の適用 ・県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示	・県内の被害情報の収集整理及び災害復旧体制の整備 ・積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒	・復興基金の検討	・復興基金の検討	・復興基金の検討	・復興基金の検討	
	交通 ライフライン		・道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告 ・ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立	・緊急輸送道路の通行規制(⇒) ・建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保 ・緊急輸送車両の確保 ・ライフライン被害状況の広報	・被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始 ・県管理道路の被害状況の把握	・輸送拠点等の開設、運営 ・応急復旧体制の確立、建設機械等の調達 ・警察等による交通整理の実施 ・緊急通行車両の確認 ・県管理道路の応急復旧開始 ・ライフライン復旧の見通しについて広報	・ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報 ・降雨・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施	・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・県管理道路について、応急復旧の継続		
	経済						・産業関係被害の情報収集 ・物価の監視	・被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報	・税の減免 ・風評被害対策	・融資の実施	・事業所、商店街等の復興 ・PR等実施		
市町村等	大被害地域 (浜田地区)	【市町村】 ・震度速報の受信 ・災害対策本部(又は警戒本部)の設置 ・職員の非常参集 ・職員の安否確認 ・職員家族の安否確認 ・消防機関の出動 【住民】 ・自主防災組織の活動開始	【市町村】 ・帰宅、帰宅途中の職員が登庁 【ライフライン事業者】 ・電話輻輳のため通話規制開始 ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始	【市町村】 ・職員の登庁、途上で被害情報収集 ・参集者による活動体制調整 ・県に対して概況速報報告、救援要請 ・県に自衛隊の派遣要請 【ライフライン事業者】 ・被害状況の確認、行政へ被害速報 ・復旧作業員の招集	【市町村】 ・県への被害報告 ・人員不足のため全ての被害への対応困難 ・住民に被害状況伝達(防災行政無線) ・避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力 【ライフライン事業者】 ・被害状況の行政への連絡 ・市町村の災害対策本部へ職員派遣	【市町村】 ・現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認) ・ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報 ・県を通じ他自治体に応援派遣要請 【ライフライン事業者】 ・応急復旧体制の立ち上げ	【市町村】 ・災害救助法に基づく活動展開 ・二次災害への警戒 【ライフライン事業者】 ・応急復旧の本格化 ・復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡 【ライフライン事業者】 ・通信回線、電力が概ね復旧	【市町村】 ・二次災害への警戒 【ライフライン事業者】 ・復旧状況についての広報 ・被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報 ・被災者一人ひとりへのケア体制の整備 【ライフライン事業者】 ・上下水道が概ね復旧	【市町村】 ・県、国への復旧支援要請 ・復興基金の再調整 ・復興基金の再調整	【市町村】 ・災害対策本部廃止、(仮称)災害復興本部設置 ・県に対し、自衛隊の撤収要請	【ライフライン事業者】 ・都市ガスの復旧作業が概ね完了		
その他地域		【市町村】 ・震度速報の受信 ・警戒体制	【市町村】 ・被害状況を確認し、県及び住民へ速報 【ライフライン事業者】 ・被害状況を確認 ・行政への被害速報	【市町村】 ・被害情報収集、県に報告 【ライフライン事業者】 ・安全確認後、ライフライン復旧 ・復旧の見通しについて行政に連絡	【市町村】 ・浜田地区に対する応援職員の派遣検討 【ライフライン事業者】 ・復旧の見通しについて行政に連絡	【市町村】 ・浜田地区へ応援職員の派遣 【ライフライン事業者】 ・復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣	【市町村】 ・応急対策に目途が立つ ・災害対策本部廃止 【ライフライン事業者】 ・応急復旧完了	【市町村】 ・復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更	【市町村】 ・県内市町村間の応援終了				

表13.3-4③対策活動シナリオ(2)(浜田市沿岸断層の地震:平日冬18時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援・住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期			
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月
地震動・津波 災害事象等		・冬の平日18時頃、浜田市沿岸断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ・浜田市で震度7の揺れを観測 ・津波は発生しない					・余震が頻発	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊	・余震が次第に減少			
想定 被害状況		・浜田市を中心に被害発生 ・建物被害等(火災除く)により、全壊1,358棟、半壊4,855棟 ・建物被害等(火災を除く)により、死者36人、負傷者624人発生	・浜田市を中心に10件出火し、そのうち9件が炎上 ・全県のライフライン被害:上水道は2,719世帯、下水道は321人、電話不通回線は4,722回線、停電は5,005件、都市ガスは浜田ガスの供給エリアで6,654件で供給停止、LPガスは111件で被害が発生	・炎上した火災9件のうち4件が消火あるいは自然鎮火するが、5件が延焼 ・浜田地区を中心に帰宅困難者が発生	・消防機関による消火を継続するが、消防力が足りず、さらに延焼 ・6時間後の全焼棟数は、1,014棟	・消防機関による消火は継続し、応援の消防隊も到着するが、さらに延焼 ・12時間後の全焼棟数は、1,389棟	・さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は1,490棟 ・鎮火 ・火災により、死者52人、負傷者175人発生 ・避難所への避難者は8,018人に達する ・LPガスは安全確認次第復旧	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する ・通信回線、電力が概ね復旧	・上下水道が概ね復旧 ・避難所への避難者は、4,820人と徐々に減少		・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了 ・避難所への避難者は3,558人	・通行止め道路について復旧の継続 ・都市ガスの復旧作業が概ね完了
想定 被災者行動		・浜田市を中心に多くの住民が被災 ・消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到 ・電話やメールによる家族等の安否確認	・防災行政無線で避難等についての情報を入手 ・自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・自主防災組織による救出活動の継続 ・負傷者の手当てや搬送の実施	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、浜田市を中心に救出された負傷者が増加	・ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く	・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思索	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始	
国		・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが島根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体へ人的支援の要請	・経産省:支援物資等の提供要請		・経産省:風評被害対策 ・広域緊急援助隊の派遣解除		・復旧・復興に関する会議を開催 ・激甚災害の指定 ・自衛隊の撤収	
想定される 対策活動	救急 医療 福祉		・情報収集(救助救急の必要状況) ・県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備	・要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請 ・市町村からの応援要請に対応 ・医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請 ・DMATの派遣要請 ・トリアージの実施	・災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援 ・医療救護活動情報の集約 ・緊急輸送ルート、手段の確保	・県外の後方医療機関との調整 ・医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請	・市町村が実施する要配慮者対策への支援 ・市町村を通じて要配慮者の把握→福祉避難所の支援				・PTSDへのケアの実施(⇒)	
	避難 救援				・市町村からの各種救援要請に対応	・農林水産省本省に食料の供給要請 ・市町村の依頼による給水応援	・災害救助法の適用 ・ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整 ・救援物資の一元管理体制の確立 ・集積配分基地の指定 ・観光客への帰宅支援	・被災者生活再建支援法の適用 ・入浴施設確保への支援	・食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣	・被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定		
	住宅						・被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置 ・廃棄物集積場検討への支援	・建物応急危険度判定の開始 ・公営住宅等の空家確認 ・住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の戸数決定 ・仮設住宅資材の確保	・応急仮設住宅の建設着工 ・市町村と連携し、がれき処理の検討	・応急仮設住宅入居者決定(要配慮者優先、コミュニティ配慮)	・応急仮設住宅入居開始	
市町村等	大被害地区 (浜田地区)	【市町村】 ・火災発生地域は、防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒) 【医療機関】 ・停電した場合、非常用電源切替 【住民等】 ・家族の安否確認 ・救出が必要な場合、消防等に連絡 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【市町村】 ・情報収集(救助救急状況) 【消防】 ・消火の実施 【医療機関】 ・被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施 【自主防災組織】 ・初期消火活動の開始 ・住民の安否確認、救出救助活動(⇒)	【市町村】 ・救出活動の応援要請 ・避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力) 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・DMATの派遣 ・医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転院を開始 ・ライフライン応急復旧の要請 【自主防災組織】 ・避難所での避難受入、整理	【市町村】 ・救護班の要請、救護所設置 ・避難所に仮設トイレの設置 ・避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮) ・帰宅困難者を一時避難所、一時宿泊施設へ誘導 【消防】 ・救出救助活動の継続 ・重傷者を後方医療機関へ転送する必要があり、ヘリコプターの派遣要請 【医療機関】 ・医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施) ・災害拠点病院における重傷救急患者の救命医療 ・医療機関相互の密接な情報交換 ・地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保	【市町村】 ・食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供 ・食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足→救援物資の要請 ・避難所でのペット対策 ・要配慮者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保 ・応急給水の開始 【消防】 ・救出、搬送活動の実施 ・重傷者の域外転送	【市町村】 ・行方不明者捜索 ・災害救援ボランティアセンターの設置 ・一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始 ・被災建築物応急危険度判定体制の確立 ・建物応急危険度判定士の派遣要請 ・避難所でのプライバシー確保、要配慮者や女性への配慮 ・要配慮者を福祉避難所へ移動 ・被災者への住宅提供の検討 ・救援物資配送における人員、車両の確保 ・廃棄物集積場の検討 ・住家の障害物除去 【消防】 ・重傷者の域外転送 【自主防災組織】 ・炊き出しの実施 ・自力で可能な救出活動は終了	【市町村】 ・降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告 ・被災者に関する情報のデータベース化 ・被災動物対策 ・入浴施設の確保 ・義援金の受付 ・仮設住宅建設の用地確保 ・公営住宅等の空家確認 ・仮設住宅入居時期や手続きについての広報 ・各種相談窓口の設置 ・こころのケア(⇒) ・ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒) 【消防】 ・救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行 【自主防災組織】 ・避難所の自主運営	【市町村】 ・災害対策広報の作成、配布 ・被災者の心身不調への対応 ・一部の被災者を公営住宅等に受入 ・被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施 ・被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定	【市町村】 ・学校等の再開 ・応急仮設住宅入居申込の受付 ・一部の被災者を公営住宅等に受入 ・被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施 ・被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定	【市町村】 ・応急仮設住宅入居開始	【市町村】 ・仮設住宅入居等による避難所の縮小
	その他地域	【市町村】 ・防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒) 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【消防】 ・救出活動、負傷者の搬送 【自主防災組織】 ・住民の安否確認、救出活動の実施	【市町村】 ・避難者発生地区は、避難所を開設 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・負傷者の手当て	【市町村】 ・避難者発生地区は、毛布の提供 【消防】 ・浜田地区への応援活動	【市町村】 ・避難者に食料等の提供 ・物資不足地域は供給要請 ・浜田地区への物資提供の検討	【市町村】 ・被災者への住宅提供の検討 ・公営住宅等の空家確認 ・浜田地区への救援物資の提供 ・一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入	【民間】 ・浜田地区から、日帰り入浴等の避難者の受入	【市町村】 ・順次避難所の閉鎖 ・一部の被災者を公営住宅等に受入	【市町村】 ・残りの避難所についても閉鎖		

表13.3-5①被害シナリオ(弥栄断層帯の地震:平日冬5時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期					
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1カ月～	3カ月～	～数年後
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●益田地区で震度6強の揺れを観測 ●津波は発生しない					○最大震度5弱～6弱の余震が発生		○余震が頻発		○余震が次第に減少			
建物被害	建物崩壊	●益田地区を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊75棟、半壊952棟					○余震や積雪により、被害が進行する							
	液状化	●浜田・益田地区の沿岸部や河川沿いを中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊92棟、半壊207棟												
	斜面崩壊	●浜田・益田地区を中心に多くの急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●急傾斜地の崩壊による孤立集落は発生しない ●全壊196棟、半壊457棟					○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する							
	火災	●早朝で火気の使用が少ない時間帯のため、出火の可能性は低い							○電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ					
	災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生							○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物14千トン、不燃物56千トン発生					
人的被害		●益田地区を中心に人的被害が発生(被害合計:死者14人、負傷者310人) ●急傾斜地崩壊による被害が大きい ●建物被害により、死者1人、負傷者53人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者13人、負傷者253人発生 ●屋外落下物、ブロック塀等の倒壊による被害は発生しない ●家具の転倒により、負傷者4人発生 ●エレベーターが374基(被害率17%)停止 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が多く発生		○要救出者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる ●火災による人的被害は発生しない					○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ●負傷者多数だが、各医療圏内で対応可能					
被災者	避難者	○浜田・益田地区では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生		○避難所へ避難する住民が増える ○避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料9,562食/日、飲料水21トン/日、毛布5,312枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるペットの問題 ●仮設トイレが15基必要となる			●避難者が2,656人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、1,316人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数		○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少		●1週間後の避難者は1,867人 ●1週間後の疎開者1,005人		●1か月後の避難者は648人 ●1か月後の疎開者は349人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅	
	要配慮者	○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要		○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難			○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足				○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する	
	帰宅困難者	○早朝のため帰宅困難者はほとんどいない		○鉄道は点検終了次第運行再開する										
インフラ	ライフライン	上水道	●益田地区を中心に配管80箇所が被災し、地震発生1日後には2,635世帯で断水		○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足			○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了				
		下水道	●出雲・浜田・益田地区を中心に被害が大きく、延長5kmで被害が発生し、812人に影響							○下水道の復旧作業が概ね完了				
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●益田地区を中心に28本の電柱被害が発生し、366回線が不通							○通信回線の復旧作業が概ね完了				
		電力	●益田地区を中心に30本の電柱被害が発生し、471件で停電							○電力の復旧作業が概ね完了				
		都市ガス	●被害は発生しない											
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用39件、業務・農業・工業用2件で漏洩被害発生												
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、益田地区を中心に大規模損傷が2箇所発生し、通行止め箇所が発生 ●浜田・益田地区を中心に港湾1箇所、漁港3箇所の岸壁及び、港湾6箇所、漁港8箇所の物揚場で被害が発生 ●鉄道は被害がないが、点検のため一時運休又は地震発生当日は運休		○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○自動車による避難者増加により、交通渋滞が発生 ○幹線道路の通行止めにより、益田地区への域外からの救援の遅れ			○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化		○緊急輸送道路が概ね復旧		○徐々に交通基盤が復旧				
経済	●直接被害:建物被害424億円、インフラ被害18億円 ●間接被害・半間接被害:1,846億円													

表13.3-5②対策活動シナリオ(1)(弥栄断層帯の地震:平日冬5時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期		
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1ヵ月
<b>地震動・津波 災害事象等</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>益田地区で震度6強の揺れを観測</li> <li>津波は発生しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大震度5弱～5弱の余震が発生</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が次第に減少</li> </ul>		
<b>想定 被害状況</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>益田地区を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災除く)により、全壊363棟、半壊1,616棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者14人、負傷者310人発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全県のライフライン被害:上水道は2,635世帯、電話不通回線は366回線、下水道は812人、停電は471件、LPガスは41件で被害が発生</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難者は2,656人に達する</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> <li>通信回線、電力が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難者は、1,867人と徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道が概ね復旧</li> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難者は648人</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
<b>想定 被災者行動</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>益田地区を中心に多くの住民が被災</li> <li>消防機関へ救急要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報を入手</li> <li>自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>避難所へ避難する住民が増える</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、益田地区を中心に救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>
<b>想定される対策活動</b>		<b>国</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体へ人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>
		<b>県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度速報の受信</li> <li>職員の非常参集</li> <li>職員の安否確認</li> <li>一部職員の負傷</li> <li>職員家族の安否確認</li> <li>防災メールによる地震情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁</li> <li>島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置</li> <li>職員の安否確認</li> <li>通信連絡手段の確保</li> <li>庁舎の被害状況の確認</li> <li>市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請)</li> <li>市町村の災害対策本部に職員を派遣</li> <li>被害、対策関係HPの立ち上げ</li> <li>県民への広報</li> <li>防災ヘリによる被害情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(速報)</li> <li>県内被害情報の収集整理(⇒)</li> <li>知事記者会見(⇒)</li> <li>報道機関への情報提供</li> <li>被災地への防災行政無線の持込</li> <li>国、他県への救援要請</li> <li>市町村の救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(⇒)</li> <li>視察団対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県から応援人員受入</li> <li>災害救助法の適用</li> <li>県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害情報の収集整理及び災害復旧</li> <li>積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の配分委員会を組織</li> <li>復興計画策定体制の確立</li> <li>自衛隊の撤収要請</li> </ul>
		<b>交通 ライフライン</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告</li> <li>ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の通行規制(⇒)</li> <li>建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保</li> <li>緊急輸送車両の確保</li> <li>ライフライン被害状況の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始</li> <li>県管理道路の被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送拠点等の開設、運営</li> <li>応急復旧体制の確立、建設機械等の調達</li> <li>警察等による交通整理の実施</li> <li>緊急通行車両の確認</li> <li>県管理道路の応急復旧開始</li> <li>ライフライン復旧の見通しについて広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報</li> <li>降雪・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>県管理道路について、応急復旧の継続</li> </ul>		
		<b>経済</b>					<ul style="list-style-type: none"> <li>産業関係被害の情報収集</li> <li>物価の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税の減免</li> <li>風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資の実施</li> <li>事業所、商店街等の復興</li> <li>PR等実施</li> </ul>	
<b>市町村等</b>	<b>大被害地域 (益田地区)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>震度速報の受信</li> <li>災害対策本部(又は警戒本部)の設置</li> <li>職員の非常参集</li> <li>職員の安否確認</li> <li>職員家族の安否確認</li> <li>消防機関の出動</li> <li>【住民】</li> <li>自主防災組織の活動開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電話輻輳のため通話規制開始</li> <li>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>参集者による活動体制調整</li> <li>県に対して概況速報報告、救援要請</li> <li>県に自衛隊の派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>復旧作業員の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県への被害報告</li> <li>人員不足のため全ての被害への対応困難</li> <li>住民に被害状況伝達(防災行政無線)</li> <li>避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の行政への連絡</li> <li>市町村の災害対策本部へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認)</li> <li>県を通じ他自治体に応援派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害救助法に基づく活動展開</li> <li>ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報</li> <li>ボランティアの受け入れ、当初は混乱</li> <li>県や他自治体からの応援人員受入、調整</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>人員、資機材等の確保</li> <li>応急復旧作業開始</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>二次災害への警戒</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧の本格化</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>通信回線、電力が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県、国への復旧支援要請</li> <li>復旧状況についての広報</li> <li>被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報</li> <li>被災者一人ひとりへのケア体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>対策実施状況に応じた人員構成の再調整</li> <li>上下水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に対し、自衛隊の撤収要請</li> <li>災害対策本部廃止、(仮称)災害復興本部設置</li> </ul>
	<b>その他地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>震度速報の受信</li> <li>警戒体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害状況を確認し、県及び住民へ速報</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況を確認</li> <li>行政への被害速報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害情報収集、県に報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>安全確認後、ライフライン復旧</li> <li>被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に被害状況の報告</li> <li>自宅を失った住民の情報収集</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>益田地区に対する応援職員の派遣検討</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>益田地区へ応援職員の派遣</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>応急対策に目途が立つ</li> <li>災害対策本部廃止</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県内市町村間の応援終了</li> </ul>	

表13.3-5③対策活動シナリオ(2)(弥栄断層帯の地震:平日冬5時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援・住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期		
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1カ月
地震動・津波 災害事象等		・冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ・益田地区で震度6強の揺れを観測 ・津波は発生しない					・余震が頻発	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊	・余震が次第に減少		
想定被害状況		・益田地区を中心に被害発生 ・建物被害等(火災除く)により、全壊363棟、半壊1,616棟 ・建物被害等(火災を除く)により、死者14人、負傷者310人発生	・全県のライフライン被害:上水道は2,635世帯、電話不通回線は366回線、下水道は812人、停電は471件、LPガスは41件で被害が発生				・避難所への避難者は2,656人に達する ・LPガスは安全確認次第復旧	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する ・通信回線、電力が概ね復旧	・避難所への避難者は、1,867人と徐々に減少	・上下水道が概ね復旧 ・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・避難所への避難者は648人 ・通行止め道路について復旧の継続
想定被災者行動		・益田地区を中心に多くの住民が被災 ・消防機関へ救急要請の電話が殺到 ・電話やメールによる家族等の安否確認	・防災行政無線で避難等についての情報を入手 ・自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・自主防災組織による救出活動の継続 ・負傷者の手当てや搬送の実施	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、益田地区を中心に救出された負傷者が増加	・ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く	・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思索	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始
国		・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが島根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体への人的支援の要請	・経産省:支援物資等の提供要請	・経産省:風評被害対策	・緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除	・復旧・復興に関する会議を開催 ・激甚災害の指定 ・自衛隊の撤収	
想定される対策活動	救出救急医療福祉		・情報収集(救助救急の必要状況) ・県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備	・要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請 ・市町村からの応援要請に対応 ・医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請 ・DMATの派遣要請 ・トリアージの実施	・災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援 ・医療救護活動情報の集約 ・緊急輸送ルート、手段の確保	・県外の後方医療機関との調整 ・医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請	・市町村が実施する要配慮者対策への支援 ・市町村を通じて要配慮者の把握→福祉避難所の支援	・住民の検病調査、健康診断の実施 ・メンタルヘルスチームの派遣		・PTSDへのケアの実施(⇒)	
	避難救援				・市町村からの各種救援要請に対応	・農林水産省本省に食料の供給要請 ・市町村の依頼による給水応援	・災害救助法の適用 ・ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整 ・救援物資の一元管理体制の確立 ・集積配分基地の指定 ・観光客への帰宅支援	・被災者生活再建支援法の適用 ・入浴施設確保への支援	・食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣	・被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定	
	住宅						・被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置 ・廃棄物集積場検討への支援	・建物応急危険度判定の開始 ・公営住宅等の空家確認 ・住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の戸数決定 ・仮設住宅資材の確保	・応急仮設住宅の建設着工 ・市町村と連携し、がれき処理の検討	・応急仮設住宅入居者決定(要配慮者優先、コミュニティ配慮)	・応急仮設住宅入居開始
市町村等	大被害地区(益田地区)	【市町村】 ・防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒) 【医療機関】 ・停電した場合、非常用電源切替 【住民等】 ・家族の安否確認 ・救出が必要な場合、消防等に連絡 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【市町村】 ・情報収集(救助救急状況) 【消防】 ・消火の実施 【医療機関】 ・被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施 【自主防災組織】 ・初期消火活動の開始 ・住民の安否確認、救出救助活動(⇒)	【市町村】 ・救出活動の応援要請 ・避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力) 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・DMATの派遣 ・医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転院を開始 ・ライフライン応急復旧の要請 【自主防災組織】 ・避難所での避難受入、整理	【市町村】 ・救護班の要請、救護所設置 ・避難所に仮設トイレの設置 ・避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮) 【消防】 ・救出救助活動の継続 ・重傷者を後方医療機関へ転送する必要がある、ヘリコプターの派遣要請 【医療機関】 ・医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施) ・災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療 ・医療機関相互の密接な情報交換 ・地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保	【市町村】 ・食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供 ・食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足→救援物資の要請 ・避難所でのペット対策 ・要配慮者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保 ・応急給水の開始 【消防】 ・救出、搬送活動の実施 ・重傷者の域外転送	【市町村】 ・行方不明者捜索 ・災害救援ボランティアセンターの設置 ・一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始 ・被災建築物応急危険度判定体制の確立 ・建物応急危険度判定士の派遣要請 ・避難所でのプライバシー確保、要配慮者や女性への配慮 ・要配慮者を福祉避難所へ移動 【消防】 ・被災者への住宅提供の検討 ・救援物資配送における人員、車両の確保 ・廃棄物集積場の検討 ・住家の障害物除去 【自主防災組織】 ・救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行 【自主防災組織】 ・炊き出しの実施 ・自力で可能な救出活動は終了	【市町村】 ・降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告 ・被災者に関する情報のデータベース化 ・被災動物対策 ・入浴施設の確保 ・義援金の受付 ・仮設住宅建設の用地確保 ・公営住宅等の空家確認 ・仮設住宅入居時期や手続きについての広報 ・各種相談窓口の設置 ・こころのケア(⇒) ・ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒) 【自主防災組織】 ・避難所の自主運営	【市町村】 ・災害対策広報の作成、配布 ・被災者の心身不調への対応 ・学校等の再開 ・被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施 ・被災者に対する住宅復興支援策の決定	【市町村】 ・被災者に対する住宅復興支援策の決定	
	その他地域	【市町村】 ・防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒) 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【消防】 ・救出活動、負傷者の搬送 【自主防災組織】 ・住民の安否確認、救出活動の実施	【市町村】 ・避難者が発生した市町村は、避難所を開設 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・負傷者の手当て	【市町村】 ・避難者が発生した市町村は、毛布の提供 【消防】 ・益田地区への応援出動	【市町村】 ・避難者に食料等の提供 ・物資不足地域は供給要請 ・益田地区への物資提供の検討	【市町村】 ・被災者への住宅提供の検討 ・公営住宅等の空家確認 ・益田地区への救援物資の提供 ・一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入	【民間】 ・益田地区から、日帰り入浴等の避難者の受入	【市町村】 ・順次避難所の閉鎖 ・一部の被災者を公営住宅等に受入	【市町村】 ・残りの避難所についても閉鎖	

表13.3-6①被害シナリオ(鳥取県沖合(F55)断層の地震:平日冬18時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期					
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1カ月～	3カ月～	～数年後
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日18時頃、鳥取県沖合(F55)断層を震源とするマグニチュード8.1(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●松江市で震度6強の揺れを観測		●隠岐の島町では地震発生39分後に約5.4mの最大波が到達			○最大震度5弱～6弱の余震が発生		○余震が頻発		○余震が次第に減少			
		●大津波警報の発表 ●松江市では地震発生6分後に津波の第一波が到達							○津波警報・注意報の解除					
建物被害	建物崩壊	●松江地区を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊8,440棟、半壊26,357棟					○余震や積雪により、被害が進行する							
	液状化	●出雲平野、宍道湖及び中海周辺を中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊403棟、半壊967棟												
	斜面崩壊	●松江市を中心に急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●隠岐の島町の山間部で孤立集落が発生 ●全壊114棟、半壊266棟					○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する							
	津波	●松江市、隠岐地区を中心に津波による被害が発生 ●全壊386棟、半壊1,031棟、床上浸水1,278棟、床下浸水3,209棟												
	火災	○火気の使用が多い時間帯のため出火が多くなる	●松江地区で火災が多数発生 ●松江地区を中心に89件出火し、40件が炎上	●炎上した火災40件のうち24件が消防機関や自主防災組織の活動により、消火あるいは自然鎮火 ●16件が延焼	●消防機関による消火を継続するが、さらに延焼 ●6時間後の全焼棟数は3,178棟	○気象条件や消火活動支障等により延焼する可能性 ●12時間後の全焼棟数は3,661棟	●さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は3,890棟 ○鎮火	○電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ						
	津波火災	○津波により倒壊家屋、車両、ガスボンベ、屋外タンクなどが打ち寄せられ出火し、火災が発生 ○津波によって危険物が流出し出火 ○松江、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生		○建物等に燃え移り、延焼が拡大 ○出火した瓦礫が燃えたまま津波に乗って漂流し、延焼が拡大 ○山間部では山林に燃え移り延焼拡大 ○津波によって消防設備が被害を受け消火が困難			○平野部では鎮火 ○山間部では山林火災が広がり、鎮火まで長期間を要する							
災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生					○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物292千トン、不燃物1,258千トン発生								
人的被害		●松江市を中心に人的被害が発生(被害合計:死者480人、負傷者2,491人) ●建物被害、火災及び津波による被害が大きい ●建物被害により、死者146人、負傷者1,844人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者4人、負傷者57人発生 ●屋外落下物による被害は発生しない ●家具の転倒により、死者2人、負傷者29人発生 ●ブロック塀等の倒壊により、死者は発生しないが、負傷者11人発生 ●津波により死者164人発生 ●エレベーターが656基(被害率30%)停止し、閉じ込めが発生 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が多く発生		○要救出者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる			●火災により、死者162人、負傷者550人発生 ○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ●負傷者多数だが、各医療圏内で対応可能							
被災者	避難者	○松江・隠岐地区では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生		○避難所へ避難する住民が増える ○避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料198,188食/日、飲料水332トン/日、毛布110,104枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるベットの問題 ●仮設トイレが619基必要となる			●避難者が55,052人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、29,600人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数	○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少	●1週間後の避難者は51,858人 ●1週間後の疎開者は27,923人	●1か月後の避難者は29,316人と依然として多い ●1か月後の疎開者は15,786人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅				
	要配慮者	○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要		○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難			○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足		○長期間にわたってPTSDへのケアを要する ○避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化 ○生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される			
	帰宅困難者	○鉄道の停止により、松江・出雲・浜田地区で帰宅困難者が多数発生 ○主要駅周辺に多くの帰宅困難者が発生する		○鉄道の運休決定により、帰宅困難者が駅周辺の避難所に移動			○翌日鉄道が運行再開し、帰宅困難者が帰宅し始める							
インフラ	ライフライン	上水道	●松江市を中心に配管631箇所が被災し、地震発生1日後には39,202世帯で断水		○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足			○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了				
		下水道	●出雲市を中心に、延長39kmで被害が発生し、6,859人に影響							○下水道の復旧作業が概ね完了				
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●松江地区を中心に294本の電柱被害が発生し、3,802回線が不通							○通信回線の復旧作業が概ね完了				
		電力	●松江地区を中心に729本の電柱被害が発生し、11,590件で停電							○電力の復旧作業が概ね完了				
		都市ガス	●松江ガスの供給エリアで1箇所のガス導管に被害が発生し、供給停止									○都市ガスの復旧作業が概ね完了		
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用43件、業務・農業・工業用3件で漏洩被害発生												
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、松江市を中心に大規模損傷が1箇所発生し、通行止め箇所が発生 ●道路閉塞により、隠岐の島町の沿岸部1地区で孤立集落が発生 ●港湾6箇所、漁港7箇所の岸壁及び、港湾33箇所、漁港17箇所の物揚場で被害が発生 ●鉄道は被害がないが、点検のため一時運休又は地震発生当日は運休、沿岸地域の路線は津波警報・注意報が解除されるまで運休		○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○地震被害による道路閉塞及び自動車による避難者増加により、大規模な交通渋滞が発生 ○迂回できる幹線道路がなく、域外からの救援の遅れ			○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化		○緊急輸送道路が概ね復旧 ○陸路遮断集落への道路が復旧		○徐々に交通基盤が復旧				
経済	●直接被害:建物被害9,261億円、インフラ被害88億円 ●間接被害:半間接被害:5,176億円													

表13.3-6②対策活動シナリオ(1)(鳥取県沖合(F55)断層の地震:平日冬18時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期		災害鎮静期		復旧・復興期					
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月
地震動・津波 災害事象等		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日18時頃、鳥取県沖合(F55)断層を震源とするマグニチュード8.1(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>松江市で震度6強の揺れを観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隠岐の島町では地震発生39分後に約5.4mの最大波が到達</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が次第に減少</li> </ul>			
想定 被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災、津波除く)により、全壊8,957棟、半壊27,590棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者318人、負傷者1,941人発生</li> <li>道路閉塞により、隠岐の島町の沿岸部で孤立集落が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に89件出火し、そのうち40件が炎上</li> <li>全県のライフライン被害:上水道は39,202世帯、下水道は6,859人、電話不通回線は3,802回線、停電は11,590件、都市ガスは松江ガスの供給エリアで9,933件で供給停止、LPガスは46件で被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎上した火災40件のうち24件が消火あるいは自然鎮火するが、16件が延焼</li> <li>松江・出雲・浜田地区で多数の帰宅困難者が発生</li> <li>津波による火災が発生</li> <li>津波による火災が建物等に燃え広がり延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関による消火を継続するが、消防力が足りず、さらに延焼</li> <li>6時間後の全焼棟数は、3,178棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関による消火は継続し、応援の消防隊も到着するが、さらに延焼</li> <li>12時間後の全焼棟数は、3,661棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は3,890棟</li> <li>鎮火</li> <li>火災により、死者162人、負傷者550人発生</li> <li>避難所への避難者は55,052人に達する</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> <li>津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がって延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は、51,858人と徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>孤立集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は29,316人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
想定 被災者行動		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に多くの住民が被災</li> <li>消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報入手</li> <li>自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> <li>避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>避難所へ避難する住民が増える</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、松江市を中心に救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>	
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが鳥根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体へ人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>		
想定される対策活動	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度速報の受信</li> <li>職員の非常参集</li> <li>職員の安否確認</li> <li>一部職員の負傷</li> <li>職員家族の安否確認</li> <li>防災メールによる地震情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁</li> <li>鳥根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置</li> <li>職員の安否確認</li> <li>通信連絡手段の確保</li> <li>庁舎の被害状況の確認</li> <li>市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請)</li> <li>市町村の災害対策本部に職員を派遣</li> <li>被害、対策関係HPの立ち上げ</li> <li>県民への広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(速報)</li> <li>県内被害情報の収集整理(⇒)</li> <li>知事記者会見(⇒)</li> <li>報道機関への情報提供</li> <li>被災地への防災行政無線の持込</li> <li>国、他県への救援要請</li> <li>市町村の救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(⇒)</li> <li>視察団対応</li> <li>防災ヘリによる被害情報収集</li> <li>孤立化地域への支援体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県から応援人員受入</li> <li>災害救助法の適用</li> <li>県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の復旧情報の収集整理及び災害復旧体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の配分委員会を組織</li> <li>復興計画策定体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収要請</li> </ul>
	交通 ライフライン			<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告</li> <li>ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の通行規制(⇒)</li> <li>建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保</li> <li>緊急輸送車両の確保</li> <li>ライフライン被害状況の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始</li> <li>県管理道路の被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送拠点等の開設、運営</li> <li>応急復旧体制の確立、建設機械等の調達</li> <li>警察等による交通整理の実施</li> <li>緊急通行車両の確認</li> <li>県管理道路の応急復旧開始</li> <li>ライフライン復旧の見通しについて広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報</li> <li>降雨・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> </ul>			
	経済							<ul style="list-style-type: none"> <li>産業関係被害の情報収集</li> <li>物価の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税の減免</li> <li>風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所、商店街等の復興</li> <li>PR等実施</li> </ul>
市町村等	大被害地域(松江地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>震度速報の受信</li> <li>災害対策本部(又は警戒本部)の設置</li> <li>職員の非常参集</li> <li>職員の安否確認</li> <li>職員家族の安否確認</li> <li>消防機関の出動</li> <li>【住民】</li> <li>自主防災組織の活動開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>帰宅、帰宅途中の職員が登庁</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電話輻輳のため通話規制開始</li> <li>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>ライフライン事業者</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>復旧作業員の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>参加者による活動体制調整</li> <li>県に対して概況速報報告、救援要請</li> <li>県に自衛隊の派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>復旧作業員の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県への被害報告</li> <li>人員不足のため全ての被害への対応困難</li> <li>住民に被害状況伝達(防災行政無線)</li> <li>避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の行政への連絡</li> <li>市町村の災害対策本部へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認)</li> <li>県を通じ他自治体へ応援派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>ライフライン事業者</li> <li>応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害救助法に基づく活動展開</li> <li>ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報</li> <li>ボランティアの受け入れ、当初は混乱</li> <li>県や他自治体からの応援人員受入、調整</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>人員、資機材等の確保</li> <li>応急復旧作業開始</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>二次災害への警戒</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>ライフライン事業者</li> <li>応急復旧の本格化</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県、国への復旧支援要請</li> <li>復旧状況についての広報</li> <li>被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報</li> <li>被災者一人ひとりへのケア体制の整備</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電力が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>対策実施状況に応じた人員構成の再調整</li> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に対し、自衛隊の撤収要請</li> <li>下水道が概ね復旧</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>都市ガスの復旧作業が概ね完了</li> </ul>	
	その他地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>家族の安否確認</li> <li>救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害状況を確認し、県及び住民へ速報</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況を確認</li> <li>行政への被害速報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害情報収集、県に報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>安全確認後、ライフライン復旧</li> <li>被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に被害状況の報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>松江地区に対する応援職員の派遣検討</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>松江地区へ応援職員の派遣</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>応急対策に目途が立つ</li> <li>災害対策本部廃止</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県内市町村間の応援終了</li> </ul>		

表13.3-6③対策活動シナリオ(2)(鳥取県沖合(F55)断層の地震:平日冬18時) 救出・救急・医療・福祉、避難・救援、住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期			復旧・復興期				
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月		
地震動・津波災害事象等		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日18時頃、鳥取県沖合(F55)断層を震源とするマグニチュード8.1(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>松江市で震度6強の揺れを観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報の発表</li> <li>松江市では地震発生6分後に津波の第一波が到達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隠岐の島町では地震発生39分後に約5.4mの最大波が到達</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除</li> </ul>						
想定被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災、津波除く)により、全壊8,957棟、半壊27,590棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者318人、負傷者1,941人発生</li> <li>道路閉塞により、隠岐の島町の沿岸部に孤立集落が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に89件出火し、そのうち40件が炎上</li> <li>全県のライフライン被害:上水道は39,202世帯、下水道は6,859人、電話不通回線は3,802回線、停電は11,590件、都市ガスは松江ガスの供給エリアで9,933件で供給停止、LPガスは46件で被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎上した火災40件のうち24件が消火あるいは自然鎮火するが、16件が延焼</li> <li>松江・出雲・浜田地区で多数の帰宅困難者が発生</li> <li>津波による火災が発生</li> <li>津波による火災が建物等に燃え広がり延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関による消火を継続するが、消防力が足りず、さらに延焼</li> <li>6時間後の全焼棟数は、3,178棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関による消火は継続し、応援の消防隊も到着するが、さらに延焼</li> <li>12時間後の全焼棟数は、3,661棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は3,890棟</li> <li>鎮火</li> <li>火災により、死者162人、負傷者550人発生</li> <li>避難所への避難者は55,052人に達する</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> <li>津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がり延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は、51,858人と徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>陸路遮断集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は29,316人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>		
想定被災者行動		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市を中心に多くの住民が被災</li> <li>消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報を入手</li> <li>自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>			
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出勤要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体へ人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>			
県			<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集(救助救急の必要状況)</li> <li>県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請</li> <li>市町村からの応援要請に対応</li> <li>医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請</li> <li>DMATの派遣要請</li> <li>トリアージの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援</li> <li>医療救護活動情報の集約</li> <li>緊急輸送ルート、手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外の後方医療機関との調整</li> <li>医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請</li> <li>孤立集落からの重傷者の搬送(航空輸送による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する要配慮者対策への支援</li> <li>医薬品、資機材等の不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請</li> <li>孤立集落からの重傷者の搬送(航空輸送による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の検病調査、健康診断の実施</li> <li>メンタルヘルsteamの派遣</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>PTSDへのケアの実施(⇒)</li> </ul>				
住宅					<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの各種救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省本省に食料の供給要請</li> <li>市町村の依頼による給水応援</li> <li>道路破損等により孤立した観光客等の救出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用</li> <li>ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整</li> <li>救援物資の一元管理体制の確立</li> <li>集積配分基地の指定</li> <li>孤立集落への物資の航空輸送(⇒)</li> <li>観光客への帰宅支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置</li> <li>廃棄物集積場検討への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物応急危険度判定の開始</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>住宅ニーズの把握</li> <li>応急仮設住宅の戸数決定</li> <li>仮設住宅資材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定</li> </ul>			
市町村等		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>・停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>・家族の安否確認</li> <li>・救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>・住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・情報収集(救助救急状況)</li> <li>【消防】</li> <li>・消火の実施</li> <li>【医療機関】</li> <li>・被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>・初期消火活動の開始</li> <li>・住民の安否確認、救出救助活動(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・救出活動の応援要請</li> <li>・避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力)</li> <li>【消防】</li> <li>・医療機関へ負傷者の搬送</li> <li>【医療機関】</li> <li>・DMATの派遣</li> <li>・医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転院を開始</li> <li>・ライフライン応急復旧の要請</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>・避難所での避難受入、整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・救護班の要請、救護所設置</li> <li>・避難所に仮設トイレの設置</li> <li>・避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮)</li> <li>・帰宅困難者を一時避難所、一時宿泊施設へ誘導</li> <li>【消防】</li> <li>・救出救助活動の継続</li> <li>・重傷者を後方医療機関へ転送する必要がある、ヘリコプターの派遣要請</li> <li>【医療機関】</li> <li>・医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施)</li> <li>・災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療</li> <li>・医療機関相互の密接な情報交換</li> <li>・地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供</li> <li>・食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足→救援物資の要請</li> <li>・避難所でのペット対策</li> <li>・要配慮者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保</li> <li>・応急給水の開始</li> <li>【消防】</li> <li>・救出、搬送活動の実施</li> <li>・重傷者の域外転送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・行方不明者捜索</li> <li>・災害救援ボランティアセンターの設置</li> <li>・一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始</li> <li>・被災建築物応急危険度判定体制の確立</li> <li>・建物応急危険度判定士の派遣要請</li> <li>・避難所でのプライバシー確保、要配慮者や女性への配慮</li> <li>・要配慮者を福祉避難所へ移動</li> <li>・被災者への住宅提供の検討</li> <li>・救援物資配送における人員、車両の確保</li> <li>・廃棄物集積場の検討</li> <li>・住家の障害物除去</li> <li>【消防】</li> <li>・重傷者の域外転送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>・炊き出しの実施</li> <li>・自力で可能な救出活動は終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・被災者への住宅提供の検討</li> <li>・公営住宅等の空家確認</li> <li>・松江地区への救援物資の提供</li> <li>・一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・降雪・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告</li> <li>・被災者に関する情報のデータベース化</li> <li>・被災動物対策</li> <li>・入浴施設の確保</li> <li>・義援金の受付</li> <li>・仮設住宅建設の用地確保</li> <li>・公営住宅等の空家確認</li> <li>・仮設住宅入居時期や手続きについての広報</li> <li>・各種相談窓口の設置</li> <li>・こころのケア(⇒)</li> <li>・ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒)</li> <li>・近隣自治体の協力により広域的な火葬の実施</li> <li>【消防】</li> <li>・重傷者の域外転送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>・救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>・避難所の自主運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・学校等の再開</li> <li>・応急仮設住宅入居申込の受付</li> <li>・一部の被災者を公営住宅等に受入</li> <li>・被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施</li> <li>・被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・応急仮設住宅入居開始</li> <li>・仮設住宅入居等による避難所の縮小</li> </ul>			
その他地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>・停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>・家族の安否確認</li> <li>・救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>・住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防】</li> <li>・救出活動、負傷者の搬送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>・住民の安否確認、救出活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・避難者が発生した市町村は、避難所を開設</li> <li>【消防】</li> <li>・医療機関へ負傷者の搬送</li> <li>【医療機関】</li> <li>・負傷者の手当て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・避難者が発生した市町村は、毛布の提供</li> <li>【消防】</li> <li>・松江地区への応援活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・避難者に食料等の提供</li> <li>・物資不足地域は供給要請</li> <li>・松江地区への物資提供の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・被災者への住宅提供の検討</li> <li>・公営住宅等の空家確認</li> <li>・松江地区への救援物資の提供</li> <li>・一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【民間】</li> <li>・松江地区から、日帰り入浴等の避難者の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・順次避難所の閉鎖</li> <li>・一部の被災者を公営住宅等に受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・残りの避難所についても閉鎖</li> </ul>				

表13-3.7①被害シナリオ(島根半島沖合(F56)断層の地震:平日冬18時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期						
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1カ月～	3カ月～	～数年後	
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日18時頃、島根半島沖合(F56)断層を震源とするマグニチュード7.7(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●松江市で震度7の揺れを観測		●出雲市では地震発生20分後に約4.5mの最大波が到達			○最大震度5弱～6強の余震が発生		○余震が頻発		○余震が次第に減少				
		●大津波警報の発表 ●出雲市では地震発生5分後に津波の第一波が到達							○津波警報・注意報の解除						
建物被害	建物崩壊	●出雲市を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊9,336棟、半壊38,909棟					○余震や積雪により、被害が進行する								
	液状化	●出雲平野、宍道湖及び中海周辺を中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊938棟、半壊2,434棟													
	斜面崩壊	●松江市、出雲市を中心に急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●出雲市の山間部、沿岸部で孤立集落が発生 ●全壊361棟、半壊842棟					○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する								
	津波	●出雲市を中心に津波による被害が発生 ●全壊91棟、半壊227棟、床上浸水238棟、床下浸水348棟													
	火災	○火気の使用が多い時間帯のため出火が多くなる		●松江市、出雲市で火災が多数発生 ●110件出火し、62件が炎上		●炎上した火災62件のうち48件が消防機関や自主防災組織の活動により、消火あるいは自然鎮火 ●14件が延焼		●消防機関による消火を継続するが、さらに延焼 ●6時間後の全焼棟数は3,228棟		○気象条件や消火活動支障等により延焼する可能性 ●12時間後の全焼棟数は3,798棟		●さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は3,907棟 ○鎮火		○電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ	
	津波火災			○津波により倒壊家屋、車両、ガスボンベ、屋外タンクなどが打ち寄せられ出火し、火災が発生 ○津波によって危険物が流出し出火 ○出雲地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生		○建物等に燃え移り、延焼が拡大 ○出火した瓦礫が燃えたまま津波に乗って漂流し、延焼が拡大 ○山間部では山林に燃え移り延焼拡大 ○津波によって消防設備が被害を受け消火が困難				○平野部では鎮火 ○山間部では山林火災が広がり、鎮火まで長期間を要する					
災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生							○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物302千トン、不燃物1,332千トン発生							
人的被害		●出雲市を中心に人的被害が発生(被害合計:死者340人、負傷者2,620人) ●建物被害及び火災による被害が大きい ●建物被害により、死者115人、負傷者1,809人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者14人、負傷者176人発生 ●屋外落下物による被害は発生しない ●家具の転倒により、死者2人、負傷者31人発生 ●ブロック塀等の倒壊により、死者2人、負傷者45人発生 ●津波により死者42人発生 ●エレベーターが951基(被害率43%)停止し、閉じ込めが発生 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が多く発生			○要救出者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる		●火災により、死者165人、負傷者558人発生 ○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ●負傷者多数だが、各医療圏内で対応可能								
被災者	避難者	○松江・出雲地区では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ○沿岸地域では津波警報・注意報が解除されるまで緊急避難 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生		○避難所へ避難する住民が増える ○避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料241,951食/日、飲料水489トン/日、毛布134,417枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるベットの問題 ●仮設トイレが768基必要となる		●避難者が67,209人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、34,247人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数		○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少		●1週間後の避難者は58,643人 ●1週間後の疎開者31,577人		●1か月後の避難者は28,455人と依然として多い ●1か月後の疎開者は15,322人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅			
	要配慮者	○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要		○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難		○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足				○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する			
	帰宅困難者	○鉄道の停止により、松江・出雲・浜田地区で帰宅困難者が多数発生 ○主要駅周辺に多くの帰宅困難者が発生する		○鉄道の運休決定により、帰宅困難者が駅周辺の避難所に移動		○翌日鉄道が運行再開し、帰宅困難者が帰宅し始める						○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化 ○生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される			
インフラ	ライフライン	上水道	●松江市、出雲市を中心に配管1,182箇所が被災し、地震発生1日後には54,800世帯で断水		○ライフライン断絶による生活支障が発生		○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了						
		下水道	●松江市、出雲市を中心に、延長70kmで被害が発生し、9,608人に影響		○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生						○下水道の復旧作業が概ね完了				
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●出雲市を中心に664本の電柱被害が発生し、8,596回線が不通		○ライフライン復旧要員及び資機材の不足		○通信回線の復旧作業が概ね完了								
		電力	●出雲市を中心に901本の電柱被害が発生し、14,319件で停電						○電力の復旧作業が概ね完了						
		都市ガス	●松江ガスの供給エリアで99箇所、出雲ガスの供給エリアで62箇所のガス導管に被害が発生し、供給停止								○都市ガスの復旧作業が概ね完了				
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用381件、業務・農業・工業用24件で漏洩被害発生						○各需要家において安全確認次第復旧							
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、松江市で落橋・大被害が2箇所、松江市、出雲市を中心に大規模損傷が23箇所発生し、通行止め箇所が発生 ●道路閉塞により、出雲市の山間部5地区、沿岸部4地区で孤立集落が発生 ●港湾2箇所、漁港23箇所の岸壁及び、港湾14箇所、漁港52箇所の物揚場で被害が発生 ●鉄道は一畑電車線3区間で不通。また、沿岸地域の路線は津波警報・注意報が解除されるまで運休		○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○地震被害による道路閉塞及び自動車による避難者増加により、大規模な交通渋滞が発生 ○迂回できる幹線道路がなく、域外からの救援の遅れ		○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化		○緊急輸送道路が概ね復旧 ○陸路遮断集落への道路が復旧		○徐々に交通基盤が復旧						
経済	●直接被害:建物被害11,850億円、インフラ被害160億円 ●間接被害:半間接被害:6,429億円														

表13-3.7②対策活動シナリオ(1)(島根半島沖合(F56)断層の地震:平日冬18時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期		災害鎮静期			復旧・復興期				
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月
地震動・津波 災害事象等		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日18時頃、島根半島沖合(F56)断層を震源とするマグニチュード7.7(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>松江市で震度7の揺れを観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市では地震発生20分後に約4.5mの最大波が到達</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除されず、避難の継続(⇒)</li> <li>消防機関による消火を継続するが、消防力が足りず、さらに延焼</li> <li>6時間後の全焼棟数は、3,228棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除</li> </ul>				
想定 被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災・津波除く)により、全壊10,635棟、半壊42,185棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者175人、負傷者2,062人発生</li> <li>道路閉塞により、出雲市周辺の山間部、沿岸部で孤立集落が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に110件出火し、そのうち62件が炎上</li> <li>津波により全壊91棟、半壊227棟、死者42人発生</li> <li>全県のライフライン被害:上水道は54,800世帯、下水道は9,608人、電話不通回線は8,596回線、停電は14,319件、都市ガスは松江ガス(16,011件)、出雲ガス(5,865件)の供給エリアで供給停止、LPガスは405件で被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎上した火災62件のうち48件が消火あるいは自然鎮火するが、14件が延焼</li> <li>松江・出雲・浜田地区で多数の帰宅困難者が発生</li> <li>津波による火災が発生</li> <li>津波による火災が建物等に燃え広がりが延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報が解除されず、避難の継続(⇒)</li> <li>消防機関による消火を継続するが、消防力が足りず、さらに延焼</li> <li>6時間後の全焼棟数は、3,228棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関による消火は継続し、応援の消防隊も到着するが、さらに延焼</li> <li>12時間後の全焼棟数は、3,798棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は3,907棟</li> <li>鎮火</li> <li>火災により、死者165人、負傷者558人発生</li> <li>避難所への避難者は67,209人に達する</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> <li>津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がりが延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は、58,643人と徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>孤立集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は28,455人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
想定 被災者行動		<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に多くの住民が被災</li> <li>消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報入手</li> <li>沿岸以外の地区では、自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> <li>避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>避難所へ避難する住民が増える</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、出雲市を中心に救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅</li> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>	
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体へ人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>
想定される対策活動	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度速報、津波警報の受信</li> <li>職員の非常参集</li> <li>職員の安否確認</li> <li>一部職員の負傷</li> <li>職員家族の安否確認</li> <li>防災メールによる地震情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁</li> <li>島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置</li> <li>通信連絡手段の確保</li> <li>庁舎の被害状況の確認</li> <li>市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請)</li> <li>市町村の災害対策本部に職員を派遣</li> <li>被害、対策関係HPの立ち上げ</li> <li>県民への広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(速報)</li> <li>県内被害情報の収集整理(⇒)</li> <li>知事記者会見(⇒)</li> <li>報道機関への情報提供</li> <li>被災地への防災行政無線の持込</li> <li>国、他県への救援要請</li> <li>市町村の救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(⇒)</li> <li>視察団対応</li> <li>防災ヘリによる被害情報収集</li> <li>孤立化地域への支援体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県から応援人員受入</li> <li>災害救助法の適用</li> <li>県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の復旧情報の収集整理及び災害復旧体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の配分委員会を組織</li> <li>復興計画策定体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収要請</li> </ul>
	交通 ライフライン			<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告</li> <li>ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の通行規制(⇒)</li> <li>建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保</li> <li>緊急輸送車両の確保</li> <li>ライフライン被害状況の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始</li> <li>県管理道路の被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送拠点等の開設、運営</li> <li>応急復旧体制の確立、建設機械等の調達</li> <li>警察等による交通整理の実施</li> <li>緊急通行車両の確認</li> <li>県管理道路の応急復旧開始</li> <li>ライフライン復旧の見通しについて広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報</li> <li>降雪・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理道路について、応急復旧の継続</li> </ul>	
	経済							<ul style="list-style-type: none"> <li>産業関係被害の情報収集</li> <li>物価の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税の減免</li> <li>風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所、商店街等の復興</li> <li>PR等実施</li> </ul>
市町村等	(松江被 害出雲 地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>家族の安否確認</li> <li>救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>帰宅、帰宅途中の職員が登庁</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電話輻輳のため通話規制開始</li> <li>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>参集者による活動体制調整</li> <li>県に対して概況速報報告、救援要請</li> <li>県に自衛隊の派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>復旧作業員の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県への被害報告</li> <li>人員不足のため全ての被害への対応困難</li> <li>住民に被害状況伝達(防災行政無線)</li> <li>避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の行政への連絡</li> <li>市町村の災害対策本部へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認)</li> <li>ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報</li> <li>県を通じ他自治体に応援派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害救助法に基づく活動展開</li> <li>ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報</li> <li>ボランティアの受け入れ、当初は混乱</li> <li>県や他自治体からの応援人員受入、調整</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>人員、資機材等の確保</li> <li>応急復旧作業開始</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>二次災害への警戒</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧の本格化</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県、国への復旧支援要請</li> <li>復旧状況についての広報</li> <li>被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報</li> <li>被災者一人ひとりへのケア体制の整備</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電力が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>対策実施状況に応じた人員構成の再調整</li> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害対策本部廃止、(仮称)災害復興本部設置</li> <li>下水道が概ね復旧</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>都市ガスの復旧作業が概ね完了</li> </ul>	
	その他地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>震度速報、津波警報の受信</li> <li>警戒体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害状況を確認し、県及び住民へ速報</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況を確認</li> <li>行政への被害速報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害情報収集、県に報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>安全確認後、ライフライン復旧</li> <li>被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県への被害状況の報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>松江、出雲地区に対する応援職員の派遣検討</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>松江、出雲地区へ応援職員の派遣</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害対策に目途が立つ</li> <li>災害対策本部廃止</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県内市町村間の応援終了</li> </ul>		

表13-3.7③対策活動シナリオ(2)(島根半島沖合(F56)断層の地震:平日冬18時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援、住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期				
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月	
地震動・津波 災害事象等		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日18時頃、島根半島沖合(F56)断層を震源とするマグニチュード7.7(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>松江市で震度7の揺れを観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市では地震発生20分後に約4.5mの最大波が到達</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が次第に減少</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報の発表</li> <li>出雲市では地震発生5分後に津波の第一波が到達</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除</li> </ul>						
想定 被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災・津波除く)により、全壊10,635棟、半壊42,185棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者175人、負傷者2,062人発生</li> <li>道路閉塞により、出雲市周辺の山間部・沿岸部で孤立集落が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に110件出火し、そのうち62件が炎上</li> <li>津波により全壊91棟、半壊227棟、死者42人発生</li> <li>全県のライフライン被害:上水道は54,800世帯、下水道は9,608人、電話不通回線は8,596回線、停電は14,319件、都市ガスは松江ガス(16,011件)、出雲ガス(5,865件)の供給エリアで供給停止、LPガスは405件で被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎上した火災62件のうち48件が消火あるいは自然鎮火するが、14件が延焼</li> <li>松江・出雲・浜田地区で多数の帰宅困難者が発生</li> <li>津波による火災が発生</li> <li>津波による火災が建物等に燃え広がり延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報が解除されず、避難の継続(⇒)</li> <li>消防機関による消火を継続するが、消防力が足りず、さらに延焼</li> <li>6時間後の全焼棟数は、3,228棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関による消火は継続し、応援の消防隊も到着するが、さらに延焼</li> <li>12時間後の全焼棟数は、3,798棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は3,907棟</li> <li>鎮火</li> <li>火災により、死者165人、負傷者558人発生</li> <li>避難所への避難者は67,209人に達する</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> <li>津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がりが延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は、58,643人と徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>陸路遮断集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は28,455人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に多くの住民が被災</li> <li>消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報を入手</li> <li>自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> <li>避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、出雲市を中心に救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>避難所へ避難する住民が増える</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、出雲市を中心に救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅</li> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>		
想定される 対策活動	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体への人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>	
	県	救出 救急 医療 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集(救助救急の必要状況)</li> <li>県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請</li> <li>市町村からの応援要請に対応</li> <li>医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請</li> <li>DMATの派遣要請</li> <li>トリアージの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援</li> <li>医療救護活動情報の集約</li> <li>緊急輸送ルート、手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外の後方医療機関との調整</li> <li>医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請</li> <li>孤立集落からの重傷者の搬送(航空輸送による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する要配慮者対策への支援</li> <li>市町村を通じて要配慮者の把握→福祉避難所の支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の検病調査、健康診断の実施</li> <li>メンタルヘルスチームの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTSDへのケアの実施(⇒)</li> </ul>			
		避難 救援			<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの各種救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省本省に食料の供給要請</li> <li>市町村の依頼による給水応援</li> <li>道路破損等により孤立した観光客等の救出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用</li> <li>ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整</li> <li>救援物資の一元管理体制の確立</li> <li>集積配分基地の指定</li> <li>孤立集落への物資の航空輸送(⇒)</li> <li>観光客への帰宅支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の適用</li> <li>入浴施設確保への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定</li> </ul>			
		住宅					<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置</li> <li>廃棄物集積場検討への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物応急危険度判定の開始</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>住宅ニーズの把握</li> <li>応急仮設住宅の戸数決定</li> <li>仮設住宅資材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設着工</li> <li>市町村と連携し、がれき処理の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅入居者決定(要配慮者優先、コミュニティ配慮)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅入居開始</li> </ul>		
市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>家族の安否確認</li> <li>救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>情報収集(救助救急状況)</li> <li>【消防】</li> <li>消火の実施</li> <li>【医療機関】</li> <li>被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>初期消火活動の開始</li> <li>住民の安否確認、救出救助活動(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>救出活動の応援要請</li> <li>避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力)</li> <li>【消防】</li> <li>避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮)</li> <li>帰宅困難者を一時避難所、一時宿泊施設へ誘導</li> <li>【医療機関】</li> <li>DMATの派遣</li> <li>医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転送する必要がある、ヘリコプターの派遣要請</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施)</li> <li>災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療</li> <li>医療機関相互の密接な情報交換</li> <li>地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供</li> <li>食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足→救援物資の要請</li> <li>避難所でのペット対策</li> <li>要配慮者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保</li> <li>応急給水の開始</li> <li>【消防】</li> <li>救出救助活動の継続</li> <li>重篤者を後方医療機関へ転送する必要がある、ヘリコプターの派遣要請</li> <li>【医療機関】</li> <li>医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施)</li> <li>災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療</li> <li>医療機関相互の密接な情報交換</li> <li>地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供</li> <li>物資不足地域は供給要請</li> <li>【消防】</li> <li>救出、搬送活動の実施</li> <li>重篤者の域外転送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>行方不明者捜索</li> <li>災害救援ボランティアセンターの設置</li> <li>一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始</li> <li>被災建築物応急危険度判定体制の確立</li> <li>建物応急危険度判定士の派遣要請</li> <li>避難所でのプライバシー確保、要配慮者や女性への配慮</li> <li>要配慮者を福祉避難所へ移動</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>救援物資配送における人員、車両の確保</li> <li>廃棄物集積場の検討</li> <li>住家の障害物除去</li> <li>【消防】</li> <li>重篤者の域外転送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>炊き出しの実施</li> <li>自力で可能な救出活動は終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告</li> <li>被災者に関する情報のデータベース化</li> <li>被災動物対策</li> <li>入浴施設の確保</li> <li>義援金の受付</li> <li>仮設住宅建設の用地確保</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>仮設住宅入居時期や手続きについての広報</li> <li>各種相談窓口の設置</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒)</li> <li>近隣自治体の協力により広域的な火葬の実施</li> <li>【消防】</li> <li>救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>避難所の自主運営</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害対策広報の作成、配布</li> <li>被災者の心身不調への対応</li> <li>避難所の生活環境や被災者の要望などを把握、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>学校等の再開</li> <li>応急仮設住宅入居申込の受付</li> <li>一部の被災者を公営住宅等に受入</li> <li>被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施</li> <li>被災証明書の発行のための家屋調査</li> <li>被災証明書の発行</li> <li>被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>応急仮設住宅入居開始</li> <li>仮設住宅入居等による避難所の縮小</li> </ul>		
その他地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒)</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防】</li> <li>救出活動、負傷者の搬送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民の安否確認、救出活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者が発生した市町村は、避難所を開設</li> <li>【消防】</li> <li>医療機関へ負傷者の搬送</li> <li>【医療機関】</li> <li>負傷者の手当て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者が発生した市町村は、毛布の提供</li> <li>【消防】</li> <li>松江、出雲地区への応援出動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者に食料等の提供</li> <li>物資不足地域は供給要請</li> <li>松江、出雲地区への物資提供の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>松江、出雲地区への救援物資の提供</li> <li>一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【民間】</li> <li>松江、出雲地区から、日帰り入浴等の避難者の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>順次避難所の閉鎖</li> <li>一部の被災者を公営住宅等に受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>残りの避難所についても閉鎖</li> </ul>			

表13-3.8①被害シナリオ(島根県西方沖合(F57)断層の地震:平日冬5時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期						
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	3ヵ月～	～数年後	
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日5時頃、島根県西方沖合(F57)断層を震源とするマグニチュード8.2(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●出雲市で震度6弱の揺れを観測		●西ノ島町では地震発生40分後に約6.3mの最大波が到達			○最大震度5弱～6弱の余震が発生		○余震が頻発		○余震が次第に減少				
		●大津波警報の発表 ●大田市では地震発生14分後に津波の第一波が到達							○津波警報・注意報の解除						
建物被害	建物崩壊	●出雲市を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊2,631棟、半壊35,532棟					○余震や積雪により、被害が進行する								
	液状化	●出雲平野、宍道湖周辺を中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊696棟、半壊1,894棟													
	斜面崩壊	●出雲市を中心に急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●浜田市の山間部で孤立集落が発生 ●全壊34棟、半壊80棟					○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する								
	津波	●出雲市を中心に津波による被害が発生 ●全壊768棟、半壊1,125棟、床上浸水1,570棟、床下浸水2,235棟													
	火災	○早朝だが火災が発生する	●松江市、出雲市で火災が多数発生 ●2件出火するが、炎上はなし									○電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ			
	津波火災			○津波により倒壊家屋、車両、ガスボンベ、屋外タンクなどが打ち寄せられ出火し、火災が発生 ○津波によって危険物が流出し出火 ○浜田地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生		○建物等に燃え移り、延焼が拡大 ○出火した瓦礫が燃えたまま津波に乗って漂流し、延焼が拡大 ○山間部では山林に燃え移り延焼拡大 ○津波によって消防設備が被害を受け消火が困難			○平野部では鎮火 ○山間部では山林火災が広がり、鎮火まで長期間を要する						
災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生							○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物275千トン、不燃物1,977千トン発生							
人的被害		●松江市、出雲市を中心に人的被害が発生(被害合計:死者296人、負傷者2,140人) ●建物被害、津波による被害が大きい ●建物被害により、死者46人、負傷者2,053人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者2人、負傷者30人発生 ●屋外落下物、ブロック塀等の倒壊による被害は発生しない ●家具の転倒により、死者4人、負傷者57人発生 ●津波により死者243人発生 ●エレベーターが733基(被害率33%)停止し、閉じ込めが発生 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が多く発生		○要救助者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる ●火災による人的被害は発生しない			○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ●負傷者多数だが、各医療圏域内で対応可能								
被災者	避難者	○松江市、出雲市、浜田市では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ○沿岸地域では津波警報・注意報が解除されるまで緊急避難 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生		○避難所へ避難する住民が増える ○避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料216,206食/日、飲料水462トン/日、毛布120,114枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるベットの問題 ●仮設トイレが677基必要となる			●避難者が60,057人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、32,338人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数		○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少		●1週間後の避難者は57,433人 ●1週間後の疎開者30,925人		●1ヵ月後の避難者は23,053人と依然として多い ●1ヵ月後の疎開者は12,413人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅		
	要配慮者	○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要		○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難			○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足				○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する		
	帰宅困難者	○早朝のため帰宅困難者はほとんどいない		○鉄道の運休決定により、帰宅困難者が駅周辺の避難所に移動			○翌日鉄道が運行再開し、帰宅困難者が帰宅し始める								
インフラ	ライフライン	上水道	●松江市、出雲市を中心に配管1,063箇所が被災し、地震発生1日後には54,623世帯で断水		○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足			○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了					
		下水道	●松江市、出雲市を中心に、延長54kmで被害が発生し、7,674人に影響									○下水道の復旧作業が概ね完了			
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●出雲市を中心に484本の電柱被害が発生し、6,270回線が不通							○通信回線の復旧作業が概ね完了					
		電力	●出雲市を中心に490本の電柱被害が発生し、7,798件で停電									○電力の復旧作業が概ね完了			
		都市ガス	●被害は発生しない											○都市ガスの復旧作業が概ね完了	
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用13件、業務・農業・工業用1件で漏洩被害発生							○各需要家において安全確認次第復旧						
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、出雲市を中心に中規模損傷が53箇所発生 ●道路閉塞により、浜田市の沿岸部1地区で孤立集落が発生 ●漁港2箇所の岸壁及び、港湾1箇所、漁港5箇所の物揚場で被害が発生 ●鉄道は被害がないが、点検のため一時運休又は地震発生当日は運休、沿岸地域の路線は津波警報・注意報が解除されるまで運休		○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○地震被害による道路閉塞及び自動車による避難者増加により、大規模な交通渋滞が発生 ○迂回できる幹線道路がなく、域外からの救援の遅れ			○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化		○緊急輸送道路が概ね復旧 ○陸路遮断集落への道路が復旧				○徐々に交通基盤が復旧			
経済	●直接被害:建物被害8,855億円、インフラ被害49億円 ●間接被害:半間接被害:4,959億円														

表13-3.8②対策活動シナリオ(1)(島根県西方沖合(F57)断層の地震:平日冬5時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期		災害鎮静期		復旧・復興期					
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月
地震動・津波災害事象等		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日5時頃、島根県西方沖合(F57)断層を震源とするマグニチュード8.2(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>出雲市で震度6弱の揺れを観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西ノ島町では地震発生40分後に約6.3mの最大波が到達</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が次第に減少</li> </ul>			
想定被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災・津波除く)により、全壊3,361棟、半壊37,506棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者296人、負傷者2,140人発生</li> <li>道路閉塞により、浜田市の沿岸部で孤立集落が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に2件出火するが炎上には至らない</li> <li>津波により全壊768棟、半壊1,125棟、死者243人発生</li> <li>全県のライフライン被害:上水道は54,623世帯、下水道は7,674人、電話不通回線は6,270回線、停電は7,798件、LPガスは14件で被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による火災が発生</li> <li>津波による火災が建物等に燃え広がり延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報が解除されず、避難の継続(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> <li>津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がり延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は、57,433人と徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>孤立集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は23,053人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
想定被災者行動		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江、出雲市を中心に多くの住民が被災</li> <li>沿岸部の住民は直ちに避難</li> <li>消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報を入手</li> <li>沿岸以外の地区では、自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> <li>避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>	
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体へ人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>
想定される対策活動	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動体制</li> <li>情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁</li> <li>島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置</li> <li>通信連絡手段の確保</li> <li>庁舎の被害状況の確認</li> <li>市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請)</li> <li>市町村の災害対策本部に職員を派遣</li> <li>被害、対策関係HPの立ち上げ</li> <li>県民への広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(速報)</li> <li>県内被害情報の収集整理(⇒)</li> <li>知事記者会見(⇒)</li> <li>報道機関への情報提供</li> <li>被災地への防災行政無線の持込</li> <li>国、他県への救援要請</li> <li>市町村の救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(⇒)</li> <li>視察団対応</li> <li>防災ヘリによる被害情報収集</li> <li>県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県から応援人員受入</li> <li>災害救助法の適用</li> <li>県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の復旧情報の収集整理及び災害復旧体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の配分委員会を組織</li> <li>復興計画策定体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収要請</li> </ul>
	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告</li> <li>ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の通行規制(⇒)</li> <li>建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保</li> <li>緊急輸送車両の確保</li> <li>ライフライン被害状況の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始</li> <li>県管理道路の被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送拠点等の開設、運営</li> <li>応急復旧体制の確立、建設機械等の調達</li> <li>警察等による交通整理の実施</li> <li>緊急通行車両の確認</li> <li>県管理道路の応急復旧開始</li> <li>ライフライン復旧の見通しについて広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報</li> <li>降雪・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理道路について、応急復旧の継続</li> </ul>
	経済							<ul style="list-style-type: none"> <li>産業関係被害の情報収集</li> <li>物価の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税の減免</li> <li>風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所、商店街等の復興</li> <li>PR等実施</li> </ul>
市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>松江被害地域(松江被害地域)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>家族の安否確認</li> <li>救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>帰宅、帰宅途中の職員が登庁</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電話輻輳のため通話規制開始</li> <li>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>参加者による活動体制調整</li> <li>県に対して概況速報報告、救援要請</li> <li>県に自衛隊の派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>復旧作業員の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県への被害報告</li> <li>人員不足のため全ての被害への対応困難</li> <li>住民に被害状況伝達(防災行政無線)</li> <li>避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の行政への連絡</li> <li>市町村の災害対策本部へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認)</li> <li>県を通じ他自治体に応援派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害救助法に基づく活動展開</li> <li>ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報</li> <li>ボランティアの受け入れ、当初は混乱</li> <li>県や他自治体からの応援人員受入、調整</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>人員、資機材等の確保</li> <li>応急復旧作業開始</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>二次災害への警戒</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧の本格化</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県、国への復旧支援要請</li> <li>復旧状況についての広報</li> <li>被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報</li> <li>被災者一人ひとりへのケア体制の整備</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電力が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>対策実施状況に応じた人員構成の再調整</li> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に対し、自衛隊の撤収要請</li> <li>下水道が概ね復旧</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>都市ガスの復旧作業が概ね完了</li> </ul>	
その他地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>震度速報、津波警報の受信</li> <li>警戒体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害状況を確認し、県及び住民へ速報</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況を確認</li> <li>行政への被害速報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害情報収集、県に報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>安全確認後、ライフライン復旧</li> <li>被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に被害状況の報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>松江・出雲地区に対する応援職員の派遣検討</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>松江・出雲地区へ応援職員の派遣</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>応急対策に目途が立つ</li> <li>災害対策本部廃止</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧完了</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県内市町村間の応援終了</li> </ul>		

表13-3.8③対策活動シナリオ(2)(島根県西方沖合(F57)断層の地震:平日冬5時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援、住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期			
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	～3ヵ月
地震動・津波 災害事象等		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日5時頃、島根県西方沖合(F57)断層を震源とするマグニチュード8.2(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>出雲市で震度6弱の揺れを観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西ノ島町では地震発生40分後に約6.3mの最大波が到達</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> </ul>			
想定 被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災・津波除く)により、全壊3,361棟、半壊37,506棟</li> <li>建物被害等(火災を除く)により、死者296人、負傷者2,140人発生</li> <li>道路閉塞により、浜田市の沿岸部で孤立集落が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市を中心に2件出火するが炎上には至らない</li> <li>津波により全壊768棟、半壊1,125棟、死者243人発生</li> <li>全県のライフライン被害:上水道は54,623世帯、下水道は7,674人、電話不通回線は6,270回線、停電は7,798件、LPガスは14件で被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による火災が発生</li> <li>津波による火災が建物等に燃え広がりが延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報が解除されず、避難の継続(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する</li> <li>通信回線が概ね復旧</li> <li>津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がりが延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は、57,433人と徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>陸路遮断集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は23,053人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
想定 被災者行動		<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市、出雲市を中心に多くの住民が被災</li> <li>消防機関へ救急や消火要請の電話が殺到</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で避難等についての情報を入手</li> <li>自主防災組織を中心に初期消火活動や倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> <li>避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> <li>津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>	
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体への人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援物資等の提供要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>	
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>救出救急医療福祉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集(救助救急の必要状況)</li> <li>県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請</li> <li>市町村からの応援要請に対応</li> <li>医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請</li> <li>DMATの派遣要請</li> <li>トリアージの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援</li> <li>医療救護活動情報の集約</li> <li>緊急輸送ルート、手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外の後方医療機関との調整</li> <li>医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請</li> <li>孤立集落からの重傷者の搬送(航空輸送による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する要配慮者対策への支援</li> <li>市町村を通じて要配慮者の把握→福祉避難所の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の検病調査、健康診断の策への支援</li> <li>メンタルヘルスチームの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTSDへのケアの実施(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救出救急医療福祉</li> </ul>		
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難 救援</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの各種救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省本省に食料の供給要請</li> <li>市町村の依頼による給水応援</li> <li>道路破損等により孤立した観光客等の救出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用</li> <li>ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整</li> <li>救援物資の一元管理体制の確立</li> <li>集積配分基地の指定</li> <li>孤立集落への物資の航空輸送(⇒)</li> <li>観光客への帰宅支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の適用</li> <li>入浴施設確保への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定</li> </ul>		
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置</li> <li>廃棄物集積場検討への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物応急危険度判定の開始</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>住宅ニーズの把握</li> <li>応急仮設住宅の戸数決定</li> <li>仮設住宅資材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設着工</li> <li>市町村と連携し、がれき処理の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅入居者決定(要配慮者優先、コミュニティ配慮)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅入居開始</li> </ul>	
市町村等		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>家族の安否確認</li> <li>救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>情報収集(救助救急状況)</li> <li>【消防】</li> <li>消火の実施</li> <li>【医療機関】</li> <li>被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>初期消火活動の開始</li> <li>住民の安否確認、救出救助活動(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>救出活動の応援要請</li> <li>避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力)</li> <li>【消防】</li> <li>医療機関へ負傷者の搬送</li> <li>【医療機関】</li> <li>DMATの派遣</li> <li>医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転送</li> <li>ライフライン応急復旧の要請</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>避難所での避難受入、整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>救護班の要請、救護所設置</li> <li>避難所における仮設トイレの設置</li> <li>避難所における要配慮者への配慮(配食、トイレ等への配慮)</li> <li>帰宅困難者を一時避難所、一時宿泊施設へ誘導</li> <li>救出救助活動の継続</li> <li>重傷者を後方医療機関へ転送する必要があり、ヘリコプターの派遣要請</li> <li>【医療機関】</li> <li>医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施)</li> <li>災害拠点病院における重傷救急患者の救命医療</li> <li>医療機関相互の密接な情報交換</li> <li>地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供</li> <li>食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足→救援物資の要請</li> <li>避難所でのペット対策</li> <li>要配慮者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保</li> <li>応急給水の開始</li> <li>【消防】</li> <li>救出、搬送活動の実施</li> <li>重傷者の域外転送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>行方不明者捜索</li> <li>災害救援ボランティアセンターの設置</li> <li>一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始</li> <li>被災建築物応急危険度判定体制の確立</li> <li>建物応急危険度判定士の派遣要請</li> <li>避難所でのプライバシー確保、要配慮者や女性への配慮</li> <li>要配慮者を福祉避難所へ移動</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>救援物資配送における人員、車両の確保</li> <li>廃棄物集積場の検討</li> <li>住家の障害物除去</li> <li>【消防】</li> <li>重傷者の域外転送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>炊き出しの実施</li> <li>自力で可能な救出活動は終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告</li> <li>被災者に関する情報のデータベース化</li> <li>被災動物対策</li> <li>入浴施設の確保</li> <li>義援金の受付</li> <li>仮設住宅建設の用地確保</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>仮設住宅入居時期や手続きについての広報</li> <li>各種相談窓口の設置</li> <li>こころのケア(⇒)</li> <li>ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒)</li> <li>近隣自治体の協力により広域的な火葬の実施</li> <li>【消防】</li> <li>救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>避難所の自主運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害対策広報の作成、配布</li> <li>被災者の心身不調への対応</li> <li>避難所の生活環境や被災者の要望などを把握、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>学校等の再開</li> <li>応急仮設住宅入居申込の受付</li> <li>一部の被災者を公営住宅等に入居</li> <li>被災者生活再建支援法に関する説明会の実施</li> <li>被災証明書の発行</li> <li>被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の支援策の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>応急仮設住宅入居開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>仮設住宅入居等による避難所の縮小</li> </ul>
その他地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒)</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防】</li> <li>救出活動、負傷者の搬送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民の安否確認、救出活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者が発生した市町村は、避難所を開設</li> <li>【消防】</li> <li>医療機関へ負傷者の搬送</li> <li>【医療機関】</li> <li>負傷者の手当て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者が発生した市町村は、毛布の提供</li> <li>【消防】</li> <li>松江・出雲地区への応援出動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者不足地域は供給要請</li> <li>松江・出雲地区への物資提供の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>松江・出雲地区への救援物資の提供</li> <li>一時避難者(要配慮者)受入施設の確保及び避難者を受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【民間】</li> <li>松江・出雲地区から、日帰り入浴等の避難者の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>順次避難所の閉鎖</li> <li>一部の被災者を公営住宅等に入居</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>残りの避難所についても閉鎖</li> </ul>		

表13-3.9①被害シナリオ(浜田市沖合断層の地震:平日冬5時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期						
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	3ヵ月～	～数年後	
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日5時頃、浜田市沖合断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生 ●浜田地区の一部で震度6強の揺れを観測		●江津市では地震発生10分後に約2.7mの最大波が到達			○最大震度5弱～6弱の余震が発生		○余震が頻発		○余震が次第に減少				
津波警報の発表		●江津市では地震発生7分後に津波の第一波が到達							○津波警報・注意報の解除						
建物被害	建物崩壊	●大田・浜田地区を中心に揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊6棟、半壊266棟					○余震や積雪により、被害が進行する								
	液状化	●大田・浜田地区の沿岸部を中心に広く液状化による被害が発生 ●全壊56棟、半壊126棟													
	斜面崩壊	●大田・浜田地区を中心に多くの急傾斜地崩壊や地すべりが発生 ●急傾斜地の崩壊による孤立集落は発生しない ●全壊50棟、半壊117棟					○余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する								
	津波	●大田・浜田地区を中心に津波による被害が発生 ●全壊0棟、半壊2棟、床上浸水85棟、床下浸水581棟													
	火災	●早朝で火気の使用が少ない時間帯のため、出火しない							○電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ						
	津波火災			○津波により倒壊家屋、車両、ガスボンベ、屋外タンクなどが打ち寄せられ出火し、火災が発生 ○津波によって危険物が流出し出火			○建物等に燃え移り、延焼が拡大 ○出火した瓦礫が燃えたまま津波に乗って漂流し、延焼が拡大 ○山間部では山林に燃え移り延焼拡大 ○津波によって消防設備が被害を受け消火が困難		○平野部では鎮火 ○山間部では山林火災が広がり、鎮火まで長期間を要する						
	災害廃棄物発生	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生							○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物5千トン、不燃物21千トン発生						
人的被害		●浜田市、江津市を中心に人的被害が発生(被害合計:死者4人、負傷者84人) ●建物被害により、死者0人、負傷者17人発生 ●急傾斜地崩壊により、死者3人、負傷者64人発生 ●屋外落下物、ブロック塀等の倒壊による被害は発生しない ●家具の転倒により、死者は発生しないが、負傷者3人発生 ●津波による死者は発生しない ●エレベーターが417基(被害率19%)停止 ○建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が発生		○要救出者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる ●火災による人的被害は発生しない			○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ●負傷者多数だが、各医療圏域内で対応可能								
被災者	避難者	○沿岸地域では津波警報・注意報が解除されるまで緊急避難 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生		○避難所へ避難する住民が増える ●物資必要量は、食料4,742食/日、飲料水5トン/日、毛布2,635枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるベットの課題 ●仮設トイレが18基必要となる			●避難者が1,317人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、709人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人もいる		○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少		●1週間後の避難者は950人 ●1週間後の疎開者は511人		●1ヵ月後の避難者は271人に減少 ●1ヵ月後の疎開者は146人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅		
	要配慮者	○要配慮者の安否確認や避難支援が必要		○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難			○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足		○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に雇用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する ○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化 ○生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される				
	帰宅困難者	○早朝のため帰宅困難者はほとんどいない		○鉄道は点検終了次第運行再開する											
インフラ	ライフライン	上水道	●大田・浜田地区を中心に配管14箇所が被災し、地震発生1日後には654世帯で断水		○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足			○応急給水活動の実施		○上水道の復旧作業が概ね完了					
		下水道	●出雲地区を中心に被害が大きく、出雲市を中心に延長4kmで被害が発生し、495人に影響							○下水道の復旧作業が概ね完了					
		通信	○輻輳により電話類の通話に支障発生 ●浜田地区を中心に4本の電柱被害が発生し、52回線が不通							○通信回線の復旧作業が概ね完了					
		電力	●浜田地区を中心に6本の電柱被害が発生し、97件で停電							○電力の復旧作業が概ね完了					
		都市ガス	●被害は発生しない												
	LPガス	○マイコンメータで停止 ●家庭用17件、業務・農業・工業用1件で漏洩被害発生							○各需要家において安全確認次第復旧						
交通	●緊急輸送道路の橋梁は、大田・浜田地区を中心に中規模損傷が10箇所発生 ●港湾1箇所、漁港4箇所の岸壁及び、港湾8箇所、漁港8箇所の物揚場で被害が発生 ●鉄道被害はないが、点検のため一時運休または地震発生時等は運休		○細街路の閉塞による応急活動に支障 ○自動車による避難者増加により、交通渋滞が発生			○緊急輸送道路が概ね復旧		○徐々に交通基盤が復旧							
経済		●直接被害:建物被害139円、インフラ被害11億円 ●間接被害:半間接被害:1,325億円													

表13-3.9②対策活動シナリオ(1)(浜田市沖合断層の地震:平日冬5時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期			
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1カ月	～3カ月
<b>地震動・津波 災害事象等</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日5時頃、浜田市沖合断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>浜田地区の一部で震度6強の揺れを観測</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が次第に減少</li> </ul>		
<b>想定 被害状況</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報の発表</li> <li>江津市では地震発生7分後に津波の第一波が到達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江津市では地震発生10分後に約2.7mの最大波が到達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による火災が発生</li> <li>津波による火災が建物等に燃え広がり延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報が解除されず、避難の継続(⇒)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除</li> </ul>					
<b>想定 被災者行動</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部の住民は直ちに避難</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> <li>消防機関、自主防災組織による沿岸部住民の避難誘導(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸以外の地区では、自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> <li>避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>避難所へ避難する住民が増える</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、江津市を中心に救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅</li> <li>津波被害を受けた住民は避難所へ移動</li> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>孤立集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は271人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
<b>想定される 対策活動</b>	<b>国</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体へ人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援助物資等の提供要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> <li>警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金の検討</li> <li>復興計画策定体制の確立</li> <li>自衛隊の撤収要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>
	<b>県</b>	<b>活動体制 情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度速報、津波警報の受信</li> <li>職員の非常参集</li> <li>職員の安否確認</li> <li>一部職員の負傷</li> <li>職員家族の安否確認</li> <li>防災メールによる地震津波情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁</li> <li>島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置</li> <li>通信連絡手段の確保</li> <li>庁舎の被害状況の確認</li> <li>市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請)</li> <li>市町村の災害対策本部に職員を派遣</li> <li>被害、対策関係HPの立ち上げ</li> <li>県民への広報</li> <li>防災ヘリによる被害情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(速報)</li> <li>県内被害情報の収集整理(⇒)</li> <li>知事記者会見(⇒)</li> <li>報道機関への情報提供</li> <li>被災地への防災行政無線の持込</li> <li>国、他県への救援要請</li> <li>市町村の救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への被害状況報告(⇒)</li> <li>視察団対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県から応援人員受入</li> <li>災害救助法の適用</li> <li>県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害情報の収集整理及び災害復旧体制の整備</li> <li>積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区本部単位で生活相談窓口の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金の検討</li> <li>復興計画策定体制の確立</li> <li>自衛隊の撤収要請</li> </ul>	
	<b>交通 ライフライン</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告</li> <li>ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の通行規制(⇒)</li> <li>建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保</li> <li>緊急輸送車両の確保</li> <li>ライフライン被害状況の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始</li> <li>県管理道路の被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送拠点等の開設、運営</li> <li>応急復旧体制の確立、建設機械等の調達</li> <li>警察等による交通整理の実施</li> <li>緊急通行車両の確認</li> <li>県管理道路の応急復旧開始</li> <li>ライフライン復旧の見通しについて広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報</li> <li>降雪・積雪のある場合は、危険箇所のパトロールを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理道路について、概ね復旧</li> </ul>		
	<b>経済</b>						<ul style="list-style-type: none"> <li>産業関係被害の情報収集</li> <li>物価の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税の減免</li> <li>風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所、商店街等の復興</li> <li>PR等実施</li> </ul>	
<b>市町村等</b>	<b>(大田被災浜田地区)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>家族の安否確認</li> <li>救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>電話輻輳のため通話規制開始</li> <li>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始</li> <li>県に自衛隊の派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>復旧作業員の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>職員の登庁、途上で被害情報収集</li> <li>参加者による活動体制調整</li> <li>県に対して概況速報報告、救援要請</li> <li>県に自衛隊の派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の確認、行政へ被害速報</li> <li>復旧作業員の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県への被害報告</li> <li>人員不足のため全ての被害への対応困難</li> <li>住民に被害状況伝達(防災行政無線)</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況の行政への連絡</li> <li>市町村の災害対策本部へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認)</li> <li>県を通じ他自治体に応援派遣要請</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害救助法に基づく活動展開</li> <li>ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報</li> <li>ボランティアの受け入れ、当初は混乱</li> <li>県や他自治体からの応援人員受入、調整</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>人員、資機材等の確保</li> <li>応急復旧作業開始</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> <li>LPガス、通信回線、電力は安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>二次災害への警戒</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧の本格化</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県、国への復旧支援要請</li> <li>復旧状況についての広報</li> <li>被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報</li> <li>被災者一人ひとりへのケア体制の整備</li> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>対策実施状況に応じた人員構成の再調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害対策本部廃止、(仮称)災害復興本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に対し、自衛隊の撤収要請</li> <li>下水道が概ね復旧</li> <li>仮設住宅入居等による避難所の縮小</li> </ul>
<b>その他地域</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>震度速報、津波警報の受信</li> <li>沿岸地区は、防災行政無線により沿岸地域の住民や釣り人等に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>警戒体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害状況を確認し、県及び住民へ速報</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>被害状況を確認</li> <li>行政への被害速報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被害情報収集、県に報告</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>安全確認後、ライフライン復旧</li> <li>被害地域は、応急復旧体制の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県に被害状況の報告</li> <li>自宅を失った住民の情報収集</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧の見通しについて行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>大被害地域に対する応援職員の派遣検討</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>大被害地域へ応援職員の派遣</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>応急対策に目途が立つ</li> <li>災害対策本部廃止</li> <li>【ライフライン事業者】</li> <li>応急復旧完了</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>県内市町村間の応援終了</li> </ul>	

表13-3.9③対策活動シナリオ(2)(浜田市沖合断層の地震:平日冬5時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援・住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期				
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1カ月	～3カ月	
<b>地震動・津波災害事象等</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の平日5時頃、浜田市沖合断層を震源とするマグニチュード7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生</li> <li>浜田地区の一部で震度6強の揺れを観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報の発表</li> <li>江津市では地震発生7分後に津波の第一波が到達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江津市では地震発生10分後に約2.7mの最大波が到達</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が頻発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余震が次第に減少</li> </ul>			
<b>想定被害状況</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大田・浜田地区を中心に被害発生</li> <li>建物被害等(火災・津波除く)により、全壊112棟、半壊509棟発生</li> <li>建物被害等(火災・津波を除く)により、死者3人、負傷者84人発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波により全壊する建物、死者は発生しないが、半壊2棟発生</li> <li>全県のライフライン被害:上水道は654世帯、下水道は495人、電話不通回線は52回線、停電は97件、LPガスは18件で被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による火災が発生</li> <li>津波による火災が建物等に燃え広がり延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報が解除されず、避難の継続(⇒)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難者は1,317人に達する</li> <li>通信回線、電力は概ね復旧</li> <li>LPガスは安全確認次第復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊する</li> <li>津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がって延焼拡大(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は、950人と減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道が概ね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了</li> <li>陸路遮断集落への道路が概ね復旧</li> <li>避難所への避難者は271人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、都市ガスが概ね復旧</li> <li>通行止め道路について復旧の継続</li> </ul>
<b>想定被災者行動</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部の住民は直ちに避難</li> <li>電話やメールによる家族等の安否確認</li> <li>消防機関、自主防災組織による沿岸部住民の避難誘導(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸以外の地区では、自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>負傷者の手当てや搬送の実施</li> <li>避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による救出活動の継続</li> <li>避難所へ避難する住民が増える</li> <li>倒壊家屋からの救出作業が進み、江津市を中心に救出された負傷者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて避難所へ行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅</li> <li>津波被害を受けた住民は避難所へ移動</li> <li>全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加</li> <li>観光客の帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅</li> <li>飲料水から生活用水へとニーズが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了</li> <li>全半壊建物における再建方法を思索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的精神的に疲労が蓄積</li> <li>全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始</li> </ul>		
<b>国</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>官邸対策室設置</li> <li>各省庁において、災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の近傍災害派遣の開始</li> <li>道路、空港、港湾等の被災情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣要請による自衛隊派遣</li> <li>近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出勤要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する被害情報の発表</li> <li>内閣府情報派遣チームが島根県庁到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣等による現地視察</li> <li>政府調査団の派遣</li> <li>国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査</li> <li>国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援</li> <li>総務省:地方公共団体へ人的支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:支援助物資等の提供要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省:風評被害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に関する会議を開催</li> <li>激甚災害の指定</li> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の撤収</li> </ul>	
<b>県</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集(救助救急の必要状況)</li> <li>県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請</li> <li>市町村からの応援要請に対応</li> <li>医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請</li> <li>DMATの派遣要請</li> <li>トリアージの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援</li> <li>医療救護活動情報の集約</li> <li>緊急輸送ルート、手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外の後方医療機関との調整</li> <li>医薬品、資機材等が不足の場合、隣県、厚労省に協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する災害時要援護者対策への支援</li> <li>市町村を通じて災害時要援護者の把握→福祉避難所の支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>PTSDへのケアの実施(⇒)</li> </ul>				
<b>住宅</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>防災メールによる県民へ避難等の呼びかけ(⇒)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの各種救援要請に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省本省に食料の供給要請</li> <li>市町村の依頼による給水応援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用</li> <li>ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整</li> <li>観光客への帰宅支援</li> <li>救援物資の一元管理体制の確立</li> <li>集積配分基地の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の適用</li> <li>入浴施設確保への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定</li> </ul>			
<b>市町村等</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒)</li> <li>【医療機関】</li> <li>停電した場合、非常用電源切替</li> <li>【住民等】</li> <li>家族の安否確認</li> <li>救出が必要な場合、消防等に連絡</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>情報収集(救助救急状況)</li> <li>【消防】</li> <li>消火の実施</li> <li>【医療機関】</li> <li>被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>避難していない住民に対する避難誘導</li> <li>住民の安否確認、救出救助活動(⇒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>救出活動の応援要請</li> <li>避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力)</li> <li>【消防】</li> <li>医療機関へ負傷者の搬送</li> <li>【医療機関】</li> <li>DMATの派遣</li> <li>医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転院を開始</li> <li>ライフライン応急復旧の要請</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民の安否確認、救出救助活動(⇒)</li> <li>避難所での避難受入、整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>救護班の要請、救護所設置</li> <li>避難所に仮設トイレの設置</li> <li>避難所における災害時要援護者への配慮(配食、トイレ等への配慮)</li> <li>【消防】</li> <li>救出救助活動の継続</li> <li>重傷者を後方医療機関へ転送する必要があり、ヘリコプターの派遣要請</li> <li>【医療機関】</li> <li>医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施)</li> <li>災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療</li> <li>医療機関相互の密接な情報交換</li> <li>地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供</li> <li>食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足の場合→救援物資の要請</li> <li>避難所でのペット対策</li> <li>災害時要援護者の把握、福祉避難所の状況確認、受入先確保</li> <li>【消防】</li> <li>救出、搬送活動の実施</li> <li>重傷者の域外転送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>行方不明者捜索</li> <li>災害救援ボランティアセンターの設置</li> <li>一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始</li> <li>被災建築物応急危険度判定実施本部(仮称)の設置</li> <li>建物応急危険度判定士の派遣要請</li> <li>避難所でのプライバシー確保、要援護者や女性への配慮</li> <li>災害時要援護者を福祉避難所へ移動</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>救援物資配送における人員、車両の確保</li> <li>廃棄物集積場の検討</li> <li>住家の障害物除去</li> <li>【消防】</li> <li>救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>炊き出しの実施</li> <li>自力で可能な救出活動は終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告</li> <li>被災者に関する情報のデータベース化</li> <li>被災動物対策</li> <li>入浴施設の確保</li> <li>義援金の受付</li> <li>仮設住宅建設の用地確保</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>仮設住宅入居時期や手続きについての広報</li> <li>各種相談窓口の設置</li> <li>【市町村】</li> <li>ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒)</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>避難所の自主運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>災害対策広報の作成、配布</li> <li>学校等の再開</li> <li>被災者の心身不調への対応</li> <li>被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施</li> <li>被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の金銭的支援策の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>応急仮設住宅入居申込の受付</li> <li>一部の被災者を公営住宅等に受入</li> <li>被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施</li> <li>被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の金銭的支援策の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>仮設住宅入居等による避難所の縮小</li> </ul>		
<b>その他地域</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒)</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民、災害時要援護者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防】</li> <li>救出活動、負傷者の搬送</li> <li>【自主防災組織】</li> <li>住民の安否確認、救出活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者発生地区は、避難所を開設</li> <li>【消防】</li> <li>医療機関へ負傷者の搬送</li> <li>【医療機関】</li> <li>負傷者の手当て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者発生地区は、毛布の提供</li> <li>【消防】</li> <li>大被害地域への応援出動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>避難者に食料等の提供</li> <li>物資不足地域は供給要請</li> <li>大被害地域への物資提供の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>被災者への住宅提供の検討</li> <li>公営住宅等の空家確認</li> <li>大被害地域への救援物資の提供</li> <li>一時避難者(災害時要援護者)受入施設の確保及び避難者を受入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【民間】</li> <li>大被害地域から、日帰り入浴の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>順次避難所の閉鎖</li> <li>一部の被災者を公営住宅等に受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>残りの避難所についても閉鎖</li> </ul>		

表13.3-10①被害シナリオ(青森県西方沖合(F24)断層の地震:平日冬5時)

●定量データに基づく被害像  
○定性的な被害像

		発災期		災害拡大期			災害鎮静期		復旧・復興期							
		地震発生直後～		10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	1ヵ月～	3ヵ月～	～数年後		
地震動・津波 災害事象等		●冬の平日5時頃、青森県西方沖合(F24)断層を震源とするマグニチュード8.4(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生		●隠岐の島町では地震発生147分後に約6.7mの最大波が到達			○津波警報・注意報の解除									
建物被害		●大津波警報の発表 ●隠岐の島町では地震発生83分後に津波の第一波が到達		●隠岐地区を中心に津波による被害が発生 ●全壊149棟、半壊790棟、床上浸水1,318棟、床下浸水3,458棟												
建物崩壊																
液状化																
斜面崩壊																
津波																
火災																
津波火災				○津波により倒壊家屋、車両、ガスボンベ、屋外タンクなどが打ち寄せられ出火し、火災が発生 ○津波によって危険物が流出し出火 ○松江、出雲、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生			○建物等に燃え移り、延焼が拡大 ○出火した瓦礫が燃えたまま津波に乗って漂流し、延焼が拡大 ○山間部では山林に燃え移り延焼拡大 ○津波によって消防設備が被害を受け消火が困難		○平野部では鎮火 ○山間部では山林火災が広がり、鎮火まで長期間を要する							
災害廃棄物発生									○建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ●可燃物は発生しないが、不燃物71千トン発生							
人的被害		●死者、負傷者ともに発生しない ●エレベーターの停止はない		●火災による人的被害は発生しない												
被災者		避難者		○沿岸地域では津波警報・注意報が解除されるまで緊急避難 ○避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生			○避難所へ避難する住民が増える ●物資必要量は、食料18,609食/日、飲料水16トン/日、毛布10,338枚(1人2枚)必要となる ○避難所におけるベットの問題 ●仮設トイレが52基必要となる		●避難者が5,169人に達し、避難者数がピークになる ●親戚等を頼り、2,783人が疎開 ○車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人もいる		○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少		●1週間後の避難者は5,169人 ●1週間後の疎開者2,783人		●1ヵ月後の避難者は2,030人に減少 ●1ヵ月後の疎開者は1,093人 ○仮設住宅や公営住宅等への移動 ○自宅の修理完了により帰宅	
		要配慮者		○要配慮者の安否確認や避難支援者が必要			○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難		○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○要配慮者の避難所での生活における負担大 ○福祉避難所の不足		○こころのケアを要する ○避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		○長期にわたってPTSDへのケアを要する		○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化 ○生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される	
		帰宅困難者		○早朝のため帰宅困難者はほとんどいない			○鉄道は点検終了次第運行再開する									
インフラ		ライフライン		上水道												
				下水道												
				通信												
				電力												
				都市ガス												
				LPガス												
		交通														
経済				●直接被害:建物被害163億円、インフラ被害は発生しない ●間接被害・半間接被害:721億円												

表13.3-10②対策活動シナリオ(1)(青森県西方沖合(F24)断層の地震:平日冬5時) 活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期		災害鎮静期		復旧・復興期					
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1カ月	～3カ月
<b>地震動・津波 災害事象等</b>		・冬の平日5時頃、青森県西方沖合(F24)断層を震源とするマグニチュード8.4(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生	・隠岐の島町では地震発生147分後に約6.7mの最大波が到達				・余震が頻発	・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊	・余震が次第に減少			
<b>想定 被害状況</b>		・大津波警報の発表 ・隠岐の島町では地震発生83分後に津波の第一波が到達	・津波により全壊149棟、半壊790棟、発生 ・津波による死者は発生しない	・津波による火災が発生 ・津波による火災が建物等に燃え広がり延焼拡大(⇒)	・津波警報・注意報が解除されず、避難の継続(⇒)		・避難所への避難者は5,169人に達する	・津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がり延焼拡大(⇒)	・避難所への避難者は、5,169人	・下水道が概ね復旧	・避難所への避難者は2,030人	・下水道、都市ガスが概ね復旧 ・通行止め道路について復旧の継続
<b>想定 被災者行動</b>		・沿岸部の住民は直ちに避難 ・電話やメールによる家族等の安否確認 ・消防機関、自主防災組織による沿岸部住民の避難誘導(⇒)	・沿岸以外の地区では、自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、江津市を中心に救出された負傷者が増加		・津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅 ・津波被害を受けた住民は避難所へ移動 ・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思案	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始	・下水道、都市ガスが概ね復旧 ・通行止め道路について復旧の継続
想定される対策活動	<b>国</b>	・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが島根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体へ人的支援の要請	・経産省:支援物資等の提供要請		・経産省:風評被害対策	・緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除	・復旧・復興に関する会議を開催 ・激甚災害の指定 ・自衛隊の撤収	・自衛隊の撤収
	<b>県</b>	<b>活動体制 情報</b>	・震度速報、津波警報の受信 ・職員の非常参集 ・職員の安否確認 ・一部職員の負傷 ・職員家族の安否確認 ・防災メールによる地震津波情報の発信	・職員の登庁 ・島根県災害対策本部、現地災害対策本部の設置 ・通信連絡手段の確保 ・庁舎の被害状況の確認 ・市町村及び関係機関から被害情報の収集(県総合防災情報システム)	・職員の登庁、途上で被害情報収集 ・自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣(要請) ・市町村の災害対策本部に職員を派遣 ・被害、対策関係HPの立ち上げ ・県民への広報 ・防災ヘリによる被害情報収集	・国への被害状況報告(速報) ・県内被害情報の収集整理(⇒) ・知事記者会見(⇒) ・報道機関への情報提供 ・被災地への防災行政無線の持込 ・国、他県への救援要請 ・市町村の救援要請に対応	・国への被害状況報告(⇒) ・視察団対応	・他県から応援人員受入 ・災害救助法の適用 ・県の応急対策方針等の明確化および対策実施の指示	・県内の被害情報の収集整理及び災害復旧体制の整備 ・積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒	・地区本部単位で生活相談窓口の開設	・復興基金の検討	・義援金品の配分委員会を組織 ・復興計画策定体制の確立 ・自衛隊の撤収要請
		<b>交通 ライフライン</b>		・道路、港湾、漁港等の被災情報の収集→災対本部へ被害報告 ・ライフライン関係機関との情報連絡体制の確立	・緊急輸送道路の通行規制(⇒) ・建設業者との連絡調整、復旧作業のための資機材及び人員の確保 ・緊急輸送車両の確保 ・ライフライン被害状況の広報	・被害を受けた緊急輸送道路の優先的復旧開始 ・県管理道路の被害状況の把握	・輸送拠点等の開設、運営 ・応急復旧体制の確立、建設機械等の調達 ・警察等による交通整理の実施 ・緊急通行車両の確認 ・県管理道路の応急復旧開始 ・ライフライン復旧の見通しについて広報	・ライフラインの復旧状況、地区別の復旧予定時期について広報 ・降雪・積雪のある場合は、危険箇所のバトロールを実施	・緊急輸送道路の応急復旧が概ね完了	・県管理道路について、概ね復旧		
		<b>経済</b>					・産業関係被害の情報収集 ・物価の監視	・被災中小企業、農林水産業者等への援助、助成措置の広報	・税の減免 ・風評被害対策	・融資の実施	・事業所、商店街等の復興 ・PR等実施	
<b>市町村等</b>	<b>大被害地区(隠岐地区)</b>	【市町村】 ・火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒) 【医療機関】 ・停電した場合、非常用電源切替 【住民等】 ・家族の安否確認 ・救出が必要な場合、消防等に連絡 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【市町村】 ・職員の登庁 【ライフライン事業者】 ・電話輻輳のため通話規制開始 ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始 【ライフライン事業者】 ・被害状況の確認、行政へ被害速報 ・復旧作業員の招集	【市町村】 ・職員の登庁、途上で被害情報収集 ・参加者による活動体制調整 ・県に対して概況速報報告、救援要請 【ライフライン事業者】 ・被害状況の確認、行政へ被害速報 ・復旧作業員の招集	【市町村】 ・県への被害報告 ・人員不足のため全ての被害への対応困難 ・住民に被害状況伝達(防災行政無線) ・避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力 【ライフライン事業者】 ・被害状況の行政への連絡 ・市町村の災害対策本部へ職員派遣	【市町村】 ・現有人員による被害対応体制の調整(優先度の確認) ・県を通じ他自治体に応援派遣要請 【ライフライン事業者】 ・応急復旧体制の立ち上げ	【市町村】 ・災害救助法に基づく活動展開 ・ライフライン等の復旧状況、見通しについて住民に広報 ・ボランティアの受け入れ、当初は混乱 ・県や他自治体からの応援人員受入、調整 【ライフライン事業者】 ・人員、資機材等の確保 ・応急復旧作業開始 ・復旧の見通しについて行政に連絡 ・LPガス、通信回線、電力は安全確認次第復旧	【市町村】 ・二次災害への警戒 【ライフライン事業者】 ・応急復旧の本格化 ・復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡	【市町村】 ・県、国への復旧支援要請 ・復旧状況についての広報 ・被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報 ・被災者一人ひとりへのケア体制の整備 ・上水道が概ね復旧	【市町村】 ・対策実施状況に応じた人員構成の再調整	【市町村】 ・県に対し、自衛隊の撤収要請 ・下水道が概ね復旧 ・仮設住宅入居等による避難所の縮小	【市町村】 ・県に対し、自衛隊の撤収要請
	<b>その他地域</b>	【市町村】 ・震度速報、津波警報の受信 ・沿岸地区は、防災行政無線により沿岸地域の住民や釣り人等に避難の呼びかけ(⇒) ・警戒体制	【市町村】 ・被害状況を確認し、県及び住民へ速報 【ライフライン事業者】 ・被害状況を確認 ・行政への被害速報	【市町村】 ・被害情報収集、県に報告 【ライフライン事業者】 ・安全確認後、ライフライン復旧の立ち上げ	【市町村】 ・県に被害状況の報告 ・自宅を失った住民の情報収集 【ライフライン事業者】 ・復旧の見通しについて行政に連絡	【市町村】 ・大被害地域に対する応援職員の派遣検討 【ライフライン事業者】 ・復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡	【市町村】 ・大被害地域へ応援職員の派遣 【ライフライン事業者】 ・復旧作業完了後、復旧要員の一部を大被害地域へ派遣	【市町村】 ・応急対策に目途が立つ ・災害対策本部廃止 【ライフライン事業者】 ・応急復旧完了	【市町村】 ・復旧復興対策へと移行し、人員配置を変更	【市町村】 ・県内市町村間の応援終了		

表13.3-10③対策活動シナリオ(2)(青森県西方沖合(F24)断層の地震:平日冬5時) 救出・救急・医療・福祉・避難・救援、住宅

※(⇒)は継続を表す

		発災期	災害拡大期				災害鎮静期		復旧・復興期				
		地震発生直後	10分後～	1時間後～	3時間後～	12時間後～	1日後～	3日後～	1週間後～	2週間後～	～1カ月	～3カ月	
地震動・津波 災害事象等		・冬の平日5時頃、青森県西方沖合(F24)断層を震源とするマグニチュード8.4(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生	・隠岐の島町では地震発生147分後に約6.7mの最大波が到達				・余震が頻発		・地震により緩んだ急傾斜地等が積雪や降雨により崩壊				
		・大津波警報の発表 ・隠岐の島町では地震発生83分後に津波の第一波が到達					・津波警報・注意報の解除						
想定 被害状況			・津波により全壊149棟、半壊790棟、発生 ・津波による死者は発生しない	・津波による火災が発生 ・津波による火災が建物等に燃え広がり延焼拡大(⇒)	・津波警報・注意報が解除されず、避難の継続(⇒)		・避難所への避難者は5,169人に達する	・津波による火災は平野部では鎮火、山間部では山林に燃え広がり延焼拡大(⇒)	・避難所への避難者は、5,169人	・下水道が概ね復旧	・避難所への避難者は2,030人	・下水道、都市ガスが概ね復旧 ・通行止め道路について復旧の継続	
想定 被災者行動		・沿岸部の住民は直ちに避難 ・電話やメールによる家族等の安否確認 ・消防機関、自主防災組織による沿岸部住民の避難誘導(⇒)	・沿岸以外の地区では、自主防災組織を中心に倒壊建物の下敷きになった住民に対する救出作業を開始	・避難していた場所に津波による火災が押し寄せ二次避難が必要	・自主防災組織による救出活動の継続 ・避難所へ避難する住民が増える ・倒壊家屋からの救出作業が進み、江津市を中心に救出された負傷者が増加		・津波警報・注意報の解除され、住宅が無被害の住民は帰宅 ・津波被害を受けた住民は避難所へ移動 ・全半壊を免れた建物の室内片づけを開始→廃棄物増加 ・観光客の帰宅	・応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、ライフライン復旧に伴い、順次帰宅 ・飲料水から生活用水へとニーズが拡大	・全半壊の建物を除き、概ね片づけを終了 ・全半壊建物における再建方法を思索	・身体的精神的に疲労が蓄積 ・全半壊住宅の被災者の自力による転居が増加	・避難所に残っていた被災者が仮設住宅等への入居を開始	・下水道、都市ガスが概ね復旧 ・通行止め道路について復旧の継続	
想定される 対策活動	国	・官邸対策室設置 ・各省庁において、災害対策本部を設置	・自衛隊の近傍災害派遣の開始 ・道路、空港、港湾等の被災情報の収集	・災害派遣要請による自衛隊派遣 ・近隣県の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の出動要請	・国民に対する被害情報の発表 ・内閣府情報派遣チームが島根県庁到着	・大臣等による現地視察 ・政府調査団の派遣 ・国交省:緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被害調査 ・国交省:災害対策現地特報連絡員(リエゾン)による災害応援支援 ・総務省:地方公共団体へ人的支援の要請	・経産省:支援物資等の提供要請		・経産省:風評被害対策	・緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣解除	・復旧・復興に関する会議を開催 ・激甚災害の指定 ・自衛隊の撤収	・自衛隊の撤収	
	県	救出 救急 医療 福祉	・情報収集(救助救急の必要状況) ・県立病院等の災害拠点病院での受入体制確保および医療救護班派遣準備	・要救出救助現場の把握→緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請 ・市町村からの応援要請に対応 ・医療救護班の派遣及び医療機関への派遣要請 ・DMATの派遣要請 ・トリアージの実施	・災害拠点病院を中心に、救護活動の実施、支援 ・医療救護活動情報の集約 ・緊急輸送ルート、手段の確保	・県外の後方医療機関との調整 ・医薬品、資機材等が不足の場合、隣接県、厚労省に協力要請	・市町村が実施する災害時要援護者対策への支援 ・市町村を通じて災害時要援護者の把握→福祉避難所の支援	・住民の検病調査、健康診断の実施 ・メンタルヘルsteamの派遣		・PTSDへのケアの実施(⇒)			
		避難 救援	・防災メールによる県民へ避難等の呼びかけ(⇒)			・市町村からの各種救援要請に対応	・農林水産省本省に食料の供給要請 ・市町村の依頼による給水応援	・被災者生活再建支援法の適用 ・ボランティア情報提供窓口の開設、災害ボランティア関連情報の収集・提供、災害ボランティアの受入調整 ・観光客への帰宅支援 ・救援物資の一元管理体制の確立 ・集積配分基地の指定	・被災者生活再建支援法の適用 ・入浴施設確保への支援	・食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣	・被災者に対する住宅復興支援等、県独自の金銭的支援策の決定		
		住宅					・被災建築物応急危険度判定支援本部(仮称)の設置 ・廃棄物集積場検討への支援	・建物応急危険度判定の開始 ・公営住宅等の空家確認 ・住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の戸数決定 ・仮設住宅資材の確保	・建物応急危険度判定の開始 ・入浴施設の確保 ・仮設住宅建設の用地確保 ・公営住宅等の空家確認 ・仮設住宅入居時期や手続きについての広報 ・各種相談窓口の設置 ・こころのケア(⇒) ・ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒) 【自主防災組織】 ・避難所の自主運営	・応急仮設住宅の建設着工 ・市町村と連携し、がれき処理の検討	・応急仮設住宅入居者決定(災害時要援護者優先、コミュニティ配慮)	・応急仮設住宅入居開始	
市町村等	大被害地域 (隠岐地区)	【市町村】 ・火災発生地域は防災行政無線や広報車等により住民に避難の呼びかけ(⇒) 【医療機関】 ・停電した場合、非常用電源切替 【住民等】 ・家族の安否確認 ・救出が必要な場合、消防等に連絡 【自主防災組織】 ・住民、要配慮者の避難誘導	【市町村】 ・情報収集(救助救急状況) 【消防】 ・消火の実施 【医療機関】 ・被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施 【自主防災組織】 ・避難していない住民に対する避難誘導 ・住民の安否確認、救出救助活動(⇒)	【市町村】 ・救出活動の応援要請 ・避難所開設(要員確保、自主防災組織との協力) 【消防】 【医療機関】 ・医療機関へ負傷者の搬送 ・DMATの派遣 ・医療機関の被災により、入院患者について近隣医療機関へ転院を開始 ・ライフライン応急復旧の要請 【自主防災組織】 ・住民の安否確認、救出救助活動(⇒) ・避難所での避難受入、整理	【市町村】 ・救護班の要請、救護所設置 ・避難所に仮設トイレの設置 ・避難所における災害時要援護者への配慮(配食、トイレ等への配慮) 【消防】 ・救出救助活動の継続 ・重傷者を後方医療機関へ転送する必要があり、ヘリコプターの派遣要請 【医療機関】 ・医療救護班編成、現地での救護(トリアージの実施) ・災害拠点病院における重篤救急患者の救命医療 ・医療機関相互の密接な情報交換 ・地区内の医療機関で受入困難な場合は転送先確保	【市町村】 ・食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供 ・食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ等の不足の場合→救援物資の要請 ・被災建築物応急危険度判定実施本部(仮称)の設置 ・建物の応急危険度判定士の派遣要請 ・避難所でのプライバシー確保、要援護者や女性への配慮 ・救出、搬送活動の実施 ・重傷者の域外転送	【市町村】 ・行方不明者捜索 ・災害救援ボランティアセンターの設置 ・一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始 ・被災建築物応急危険度判定実施本部(仮称)の設置 ・建物応急危険度判定士の派遣要請 ・避難所でのプライバシー確保、要援護者や女性への配慮 ・災害時要援護者を福祉避難所へ移動 ・被災者への住宅提供の検討 ・救援物資配送における人員、車両の確保 ・廃棄物集積場の検討 ・住家の障害物除去 【消防】 ・救出救助活動の収束→遺体捜索へ移行 【自主防災組織】 ・炊き出しの実施 ・自力で可能な救出活動は終了	【市町村】 ・降雨・積雪により土砂災害危険が高い地域へ避難勧告 ・被災者に関する情報のデータベース化 ・被災動物対策 ・入浴施設の確保 ・義援金の受付 ・仮設住宅建設の用地確保 ・公営住宅等の空家確認 ・仮設住宅入居時期や手続きについての広報 ・各種相談窓口の設置 ・こころのケア(⇒) ・ホームヘルパー等の巡回による健康相談(⇒) 【自主防災組織】 ・避難所の自主運営	【市町村】 ・災害対策広報の作成、配布 ・学校等の再開 ・被災者の心身不調への対応 ・り災証明書発行のための家屋調査 ・避難所の生活環境や被災者の要望などを把握、調整	【市町村】 ・応急仮設住宅入居申込の受付 ・一部の被災者を公営住宅等に受入 ・被災者生活再建支援法等に関する説明会の実施 ・り災証明書の発行 ・被災者に対する住宅復興支援等、市町村独自の金銭的支援策の決定	【市町村】 ・応急仮設住宅入居開始	【市町村】 ・仮設住宅入居等による避難所の縮小	【市町村】 ・仮設住宅入居等による避難所の縮小
その他地域	【市町村】 ・防災行政無線等により住民に呼びかけ(⇒) 【自主防災組織】 ・住民、災害時要援護者の避難誘導	【消防】 ・救出活動、負傷者の搬送 【自主防災組織】 ・住民の安否確認、救出活動の実施	【市町村】 ・避難者発生地区は、避難所を開設 【消防】 ・医療機関へ負傷者の搬送 【医療機関】 ・負傷者の手当て	【市町村】 ・避難者発生地区は、毛布の提供 【消防】 ・大被害地域への応援出動	【市町村】 ・避難者に食料等の提供 ・物資不足地域は供給要請 ・大被害地域への物資提供の提供 ・一時避難者(災害時要援護者)受入施設の確保及び避難者を受入	【市町村】 ・被災者への住宅提供の検討 ・公営住宅等の空家確認 ・大被害地域への救援物資の提供 ・一時避難者(災害時要援護者)受入施設の確保及び避難者を受入	【民間】 ・大被害地域から、日帰り入浴の受入	【市町村】 ・順次避難所の閉鎖 ・一部の被災者を公営住宅等に受入	【市町村】 ・残りの避難所についても閉鎖				